

史跡貝殻山貝塚 保存管理計画

平成 28 年 3 月

愛知県教育委員会

例 言

1. 本書は、愛知県清須市朝日貝塚に所在する史跡貝殻山貝塚の保存管理計画書である。
2. 史跡貝殻山貝塚の保存管理計画は、愛知県教育委員会が「史跡貝殻山貝塚保存管理計画検討会議」を設置し、文化庁文化財部記念物課の助言を得て策定した。
3. 本書の執筆・編集は、事務局の愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室が行った。
4. 計画策定にかかる調査及び資料の作成は、株式会社地球号に委託した。
5. 本書で使用する名称・所属等は平成 28 年 3 月現在のものである。

目 次

第1章 保存管理計画策定の経緯と目的

1 保存管理計画策定の目的	1
2 保存管理計画策定にいたる経緯	1
3 保存管理計画策定の経過	2
(1) 策定の経過	2
(2) 検討会の開催状況	4

第2章 史跡貝殻山貝塚の概要

1 遺跡の位置と環境	5
2 指定にいたる経緯	5
3 指定等に関する内容	7
4 指定地の状況	11
(1) 史跡地内の遺構・遺物	11
(2) 史跡の現況	14
(3) 周辺の土地利用	22
5 朝日遺跡の発掘調査と貝殻山貝塚の評価	24
(1) 朝日遺跡の発掘調査	24
(2) 朝日遺跡の特徴	25
(3) 貝殻山貝塚の位置付け	25
(4) 史跡指定地周辺の発掘調査と初期集落の広がり	26

第3章 保存管理

1 保存管理の基本方針	33
2 構成要素	33
(1) 史跡を構成する要素	35

(2) 史跡の周辺環境を構成する要素	46
(3) 現状の課題	51
3 保存管理の方法	52
(1) 地区の設定	52
(2) 保存管理	53
4 現状変更等の取扱い	55
(1) 現状変更等の取扱い方針	55
(2) 貝殻山貝塚の現状変更の種類と取扱い	57
5 朝日遺跡との関係	59

第4章 整備活用と今後の展望

1 整備活用の基本方針	60
(1) 整備活用の必要性	60
(2) 基本方針	60
2 整備活用	61
(1) 土地利用計画について	64
(2) 整備活用計画	64
(3) 樹木の整備計画	66
(4) 朝日遺跡及び周辺の歴史遺産との接続	73
3 運営及び体制	77
4 今後の展望と対応	78
(1) 史跡の確認調査	78
(2) 保存管理計画の見直し	78
(3) 朝日遺跡の実態把握と保存	78

資料編

- | | | |
|---------------|------------------|------|
| 1 指定等に関する資料 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 資－ 1 |
| 2 朝日遺跡の発掘調査資料 | ・・・・・・・・・・・・・・・・ | 資－ 5 |

第1章 保存管理計画策定の経緯と目的

1 保存管理計画策定の目的

史跡貝殻山貝塚は、尾張地域を代表する弥生時代の貝塚であると同時に、前期弥生文化東漸地域の東縁に位置することから、稲作を基盤とする弥生文化と縄文文化の伝統を受け継ぐ在来文化がどのように接触し定着していったのかを明らかにする遺跡として注目されてきた。また、近年の発掘調査によって、東海地方を代表する大規模集落朝日遺跡の初期集落域にあたることが明らかになっている。

これらのことをふまえ、下記事項を目的として保存管理計画を策定する。

- 貝殻山貝塚周辺の発掘調査成果及び貝殻山貝塚を含む朝日遺跡の総合的な調査研究の進展をふまえ、史跡の歴史的意義を再評価する。
- 史跡貝殻山貝塚の現況を把握し、史跡を適正に保存するための保存管理の指針を示す。
- 今日の調査研究成果を反映した史跡の整備活用のあり方を検討し、魅力ある地域の歴史遺産として活用を図る。

2 保存管理計画策定にいたる経緯

貝殻山貝塚は、昭和46年12月に国の史跡に指定された。指定地10,169.4㎡は県有地として公有化されている。昭和50年に遺跡の出土資料を展示公開する「愛知県清洲貝殻山貝塚資料館」が設置され、あわせて復元住居や便所等の便益施設も整備された。

昭和50年代からは、環状2号線建設に伴う発掘調査が進展し、東海地方を代表する弥生時代の集落朝日遺跡として広く知られるようになり、貝殻山貝塚も朝日遺跡を構成する集落の一部であるという認識が定着していった。道路建設をはじめとする朝日遺跡の発掘調査は膨大な出土資料をもたらし、平成24年には貝殻山貝塚の発掘調査資料を含む朝日遺跡の主要な出土品2,028点が重要文化財に指定された。現在の貝殻山貝塚資料館は、史跡貝殻山貝塚だけでなく、朝日遺跡に関する資料館としての役割を担っている。

史跡及び資料館の整備から40年以上が経過しているが、この間、史跡内に設置された施設・設備は老朽化し、史跡内の樹木・植栽の管理にも多くの問題が生じている。また、近年多くの史跡が復元整備されているなかで、貝殻山貝塚を訪れる市民からは、遺構等の表示・説明がわかりにくい、弥生時代の集落の様子がイメージしにくいといった意見が寄せられている。地域の小学校等が校外学習に訪れた際も、説明を受けたり体験学習を行ったりする施設・設備が十分でないと指摘されている。

このようななか、愛知県では、史跡隣接地に新資料館を建設することを視野に、貝殻山貝塚資料館の拡充整備事業を計画してきた。財政的な事情から一時計画が延伸されていたが、地元からの強い要望を受け、平成27年度から拡充整備計画を再度検討することになった。資料館の拡充整備を進めるにあたって、その基盤となる史跡貝殻山貝塚の

価値を損なうことなく適切に保存し、歴史を活かしたまちづくりや観光資源としても活用を図るため、保存管理計画を策定することになった。

3 保存管理計画策定の経過

(1) 策定の経過

本保存管理計画は、平成 27 年 5 月から平成 28 年 3 月にわたって検討した。平成 27 年 5 月 1 日に「史跡貝殻山貝塚保存管理計画検討会議設置要綱」を定め、第 1 回「史跡貝殻山貝塚保存管理計画検討会」を同 5 月 27 日に開催した。

「史跡貝殻山貝塚保存管理計画検討会議設置要綱」及び委員等は次のとおりである。

史跡貝殻山貝塚保存管理計画検討会議設置要綱

(設置)

第 1 条 国指定史跡貝殻山貝塚及び朝日遺跡の保存管理計画（以下「保存管理計画」という。）の策定に関し、意見を聴取するため、史跡貝殻山貝塚保存管理計画検討会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 会議では、次の事項について意見を聴取するものとする。

- (1) 史跡貝殻山貝塚の本質的価値と構成要素に関する事項
- (2) 史跡貝殻山貝塚および周辺地域の保存管理に関する事項
- (3) 史跡貝殻山貝塚および周辺地域の整備活用に関する事項
- (4) その他必要と認められる事項

(組織)

第 3 条 会議は、委員 6 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから愛知県教育委員会（以下「教育委員会」という）が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 地元自治体代表者
- (3) 教育委員会関係者
- (4) その他教育委員会が適当と認める者

3 会議には、助言者を若干名置くことができる。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から保存管理計画の策定が終了する日までとする。

2 委員が欠けたときは、必要に応じて、教育委員会が補欠委員を委嘱する。

(委員長)

第 5 条 会議に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会議を総理する。

4 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、委員長が指名する者が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員長は、会議を招集し、議長を務める。

2 会議は委員の過半数の出席をもって成立する。ただし、欠席する委員からあらかじめ会長あて、その権限を会長に委任する旨の届出があったときは、当該欠席委員の数を出席委員の数に加えることができる。

3 委員は、やむを得ない事由により会議に出席できないときは、委員が指名した代理者を出席させることができる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見を聞き、又は説明を求めることができる。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、教育委員会生涯学習課文化財保護室に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

史跡貝殻山貝塚保存管理計画策定委員

検討委員

氏名	所属・職名
委員長 しばがき いさお 柴垣 勇夫	元・愛知淑徳大学 人間情報学部 教授
委員 まるやま ひろむ 丸山 宏	名城大学 農学部 生物環境学科 教授
委員 くろさわ ひろし 黒沢 浩	南山大学 人文学部 人類文化学科 教授
委員 さいとう たかのり 齊藤 孝法	清須市教育委員会 教育長
委員 かにえ よしひろ 蟹江 吉弘	愛知県埋蔵文化財調査センター所長
委員 ごとう ゆきお 後藤 由紀夫	愛知県教育委員会 生涯学習監

助言者

氏名	所属・職名
さとう まさとも 佐藤 正知	文化庁文化財部記念物課史跡部門 主任文化財調査官

事務局 愛知県教育委員会 生涯学習課文化財保護室

コンサルタント 株式会社 地球号

(2) 検討会の開催状況

検討会の開催状況は以下のとおりである。

第1回検討会 平成27年5月27日 愛知県庁東大手庁舎2階視聴覚室

- ・委員長選出
- ・保存管理計画の構成とフローについて
- ・保存管理計画策定の目的・経緯について
- ・史跡貝殻山貝塚と朝日遺跡の概要の説明
- ・指定地の現況について
- ・保存管理の基本方針について
- ・史跡のあり方についての意見交換

第2回検討会 平成27年7月13日 愛知県庁東大手庁舎2階視聴覚室

- ・朝日遺跡と貝殻山貝塚の関係について
- ・保存管理の基本方針について
- ・保存管理と現状変更について

第3回検討会 平成27年8月26日 愛知県三の丸庁舎地下1階B104会議室

- ・整備活用の基本方針について
- ・整備活用について
- ・運営と体制について
- ・今後の課題について

第4回検討会 平成27年12月21日 愛知県庁東大手庁舎2階視聴覚室

- ・全体の取りまとめについて

第2章 史跡貝殻山貝塚の概要

1 遺跡の位置と環境

史跡貝殻山貝塚は清須市朝日地内に所在する。また、貝殻山貝塚を含む朝日遺跡は、清須市朝日をはじめ、名古屋市西区にかけて所在する。

史跡貝殻山貝塚及び朝日遺跡は、濃尾平野の中央部から東寄り、標高約 3mの沖積地に立地する。遺跡の西には庄内川水系の五条川が、東側には庄内川が南流している。遺跡が位置する微高地は、縄文時代に形成された海浜性の浜堤列のひとつとされる。発掘調査では、遺跡の北東から南西へと流れる幅 25～30m、深さ 4mの谷地形がみつまっているが、これは縄文時代中期頃に形成された埋積浅谷であり、弥生時代の集落はこの谷地形の南北の微高地を中心に営まれていた。史跡貝殻山貝塚は、谷地形に沿った遺跡南西部に位置している。史跡の南側は低地となっており、弥生時代にはかなり近くまで海岸がせまっていたと考えられている。

朝日遺跡のほぼ中央部（史跡の北東）には、東西に国道 302 号・名古屋環状 2 号線が、南北に国道 22 号名岐バイパス・名古屋高速 6 号清須線が走り、交差する地点に清洲ジャンクションが建設されている。朝日遺跡の主要な発掘調査成果は、この清洲ジャンクション建設に伴う発掘調査によってもたらされたものである。

史跡指定地はもともと畑地であった。指定当時は周辺にも田畑が広がっていたが、清洲ジャンクションの整備以後、工場、倉庫、住宅などが建設され、急速に市街地化が進んでいる。

また、朝日遺跡の西側には中近世の清洲城下町遺跡があり、城下町の外堀の一部は朝日遺跡の範囲とも重なっている。この時代は、朝日遺跡でも墓地等わずかな遺構が残されているが、人の居住した形跡は認められない。

2 指定にいたる経緯

貝殻山貝塚は、昭和 4 年に加藤務により発掘調査が行われ、弥生時代の貝塚であることが知られるようになった。

昭和 20 年代から 30 年代にかけて、個人、大学による学術調査がさかんに行われた。貝殻山貝塚では、紅村弘（1948）、愛知学芸大学（1950）、名古屋大学（1956）による発掘調査が行われ、貝殻山貝塚の北側に隣接する二反地貝塚は、久永春男（1964・1965）による発掘調査が行われている。これらの調査により、貝殻山貝塚の最下層の土器群は、東海地方の弥生土器として最も古い様相をもつことが明らかになり、貝殻山貝塚は尾張地方最古の弥生遺跡として、また、西日本を中心とする前期弥生文化東限の遺跡として、学界で注目されるようになった。

このような遺跡の評価に鑑み、愛知県は昭和 43 年に貝殻山貝塚及び検見塚の二つの貝塚を県史跡に指定した。

昭和 44 年には、環状 2 号線計画道路が検見塚周辺に建設されることが明らかになり、愛知県教育委員会を主体として、周辺の試掘調査が実施された。

貝殻山貝塚周辺では、土地改良事業が計画され、県教育委員会と清洲町（現清須市）は貝殻山貝塚を公園地として保存する旨の協議を進めていた。しかし、昭和 45 年に都市計画法による市街化区域に編入されたことで、急遽土地改良事業が開始されることになった。県教育委員会と清洲町は、協議のうえ、畑地削平によって遺跡が破壊されると想定される部分の工事を中断し、試掘調査を実施したうえで、その結果により道路の計画変更を行うことになった。

発掘調査は第 1 次（190 m²）と第 2 次（300 m²）に分けて実施された。第 1 次調査（昭和 46 年 3 月 20 日～昭和 46 年 4 月 6 日）は清洲町教育委員会が調査主体となり、保存範囲の検討を目的として計画道路部分の試掘調査が行われた。第 2 次調査（昭和 46 年 5 月 8 日～昭和 46 年 5 月 31 日・人骨保存調査は 6 月 22 日まで）は、文化庁との協議をふまえ、貝塚の縁辺部を確認し保存範囲を確定するために国庫補助を受けて実施された。調査は弥生時代前期遺物を含む包含層・遺構の確認を目的として行われたが、調査地西縁の都市計画道路は計画変更が難しく、調査はほぼ全掘することになった。

この発掘調査では、弥生時代前期から中期初頭の良好な貝層と弥生時代前期の豊富な遺物が出土した。また、調査後半には、愛知県では初めてとなる弥生時代の埋葬人骨 2 体が検出された。

発掘調査の成果を受け、昭和 46 年 12 月 15 日、貝殻山貝塚周辺の 10,169.4 m²が国史跡に指定された。史跡指定地は公有地化され、昭和 50 年には、史跡地内に愛知県清洲貝殻山貝塚資料館が開館し、弥生時代中期の復元住居、屋外トイレ等の便益施設が整備された。なお、貝塚資料館の管理は、平成 9 年度まで愛知県から清洲町に管理委託がなされた。

3 指定等に関する内容

貝殻山貝塚と朝日遺跡に関する各指定内容は、下記の通りとなっている。

①国史跡の指定 官報第 13496 号

○文部省告示第二百十五号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第六十九条第一項の規定により、次の表に掲げる記念物を史跡に指定する。

昭和四十六年十二月十五日

文部大臣 高見三郎

名称； 貝殻山貝塚

所在地； 愛知県西春日井郡清洲町

地域； 水場土地改良区二四工区四一ブロックの一、一の二、二、三、四、五、六の一、六の二、七の一、一六の二、一七、一八、一九、二〇、二一、二二の一、二二の二、二二の三、二三の一、二三の二、二四、二五同 四三ブロックの一、一の二、二の一、二の二、二の三、二の四同 四四ブロックの一、一の二、二の一、二の二、三の一、三の二、四、五の一、五の二、六の一、六の二
右の地域内に介在する道路敷、水路敷を含む。

指定理由

1 基準

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準 史跡の部 第1（貝塚）による。

2 説明

貝殻山貝塚は、濃尾平野北部の木曾川の形成した犬山扇状地と南部の名古屋台地にはさまれた、標高 5 メートル以下の低い沖積地に立地する弥生時代の貝塚を中心とした遺跡である。この遺跡は、古くから前期弥生文化の東漸地域の東縁に位置するものとして著名であった。戦前戦後の数次にわたる発掘調査によると、貝塚は径 15 メートルほどの規模のものが 3 か所あり、主に鹹水性のカキ、ハマグリと淡水性のシジミからなり、主として前期と中期の遺物をともなっているが、貝塚周辺一帯には前期から後期におよぶ包含層がひろがっていることが判明している。したがって、遺跡全体としては、出土遺物は前期から後期におよぶが、とくに、いわゆる遠賀川系土器と縄文式土器の系統を引く条痕文土器の共存する状況は、前期弥生文化と在来文化の関係を示す重要な資料であり、骨銛、骨鏃など比較的多い骨製品にもみるべきものがある。このように、貝殻山貝塚は弥生文化が東海地方に定着していった実相を明らかにする遺跡として重要であり、貝塚を中心とした約 1.1 ヘクタールの地域を指定する。

表一 貝殻山貝塚、朝日遺跡の沿革

年号	西暦	主要内容
昭和4年	1929	加藤務、貝殻山貝塚地点を調査
昭和23年	1948	山田吉昭・紅村弘貝殻山貝塚地点を調査
昭和25年	1950	愛知学芸大学、貝殻山貝塚地点を調査
昭和31年	1956	名古屋大学、貝殻山貝塚地点を調査
昭和35年	1960	吉田富夫、竹村遺跡を調査
昭和39年	1964	久永春男、二反地貝塚地点(貝殻山北方100m)を調査
昭和40年	1965	愛知工業高校、寅ヶ島第二貝塚地点を調査
昭和43年	1968	貝殻山貝塚、検見塚が愛知県史跡に指定
昭和44年～ 昭和45年	1969 1970	愛知県教育委員会、環状2号線建設に伴う遺構範囲確認のために朝日貝塚予備調査を実施
昭和46年	1971	周辺地域の土地改良事業を実施
昭和46年	1971	愛知県・清洲町教育委員会、貝殻山貝塚地点を中心に範囲確認調査を実施 第一次調査:計画道路部分の試掘調査(トレンチ25箇所、190㎡) 第二次調査:上記縁辺部の試掘調査(17地点44区、300㎡) 貝殻山貝塚を含む10,169.40㎡(清須市朝日貝塚)が国史跡に指定される(12月15日)。
昭和46年～ 昭和47年	1971～ 1972	愛知県教育委員会、第二次予備調査を実施 愛知県教育委員会、先の予備調査を受けて、環状2号線建設に伴う本発掘調査を開始。昭和55年まで継続。
昭和47年～ 昭和48年	1972～ 1973	春日村(現清須市)教育委員会、寅ヶ島貝塚・竹村貝塚を調査
昭和50年4月	1975	愛知県清洲貝殻山貝塚資料館開館(～H9年度まで清洲町に管理委託)
昭和56年	1981	(財)愛知県教育サービスセンター埋蔵文化財調査部発足。環状2号線関係の調査を引き継ぐ。
昭和60年	1985	玉作工房跡(S60)、逆茂木と乱杭・ヤナ・大型方形周溝墓(S61) 埋納銅鐸(H1年)等重要発見が相次ぐ。
平成6年	1994	愛知県清洲貝殻山貝塚資料館整備検討委員会開催
平成7～ 平成8年	1995～ 1996	貝殻山貝塚資料館拡充整備計画に伴う発掘調査。弥生前期環濠検出
平成10年～	1998	愛知県埋蔵文化財センター、近畿自動車道名古屋関線清洲JCT建設及び県道高速清洲一宮線建設に伴う発掘調査を開始。平成16年まで継続。
平成13年～	2001	名古屋市教育委員会、市営平田住宅建替えに伴う発掘調査を開始。 最古級の銅鐸鑄型の発見(H16年)
平成16年～	2004	愛知県埋蔵文化財センター、近畿自動車道名古屋関線清洲JCT・名岐道路・県道高速清洲一宮線及び県道高速名古屋朝日線建設に伴う発掘調査を開始。平成19年まで継続。
平成24年9月	2012	朝日遺跡出土品2,028点が国の重要文化財に指定される。
平成25年3月	2013	貝殻山貝塚資料館で国重要文化財指定記念展「朝日遺跡、よみがえる弥生の技」を開催。

- ・ 赤文字は、史跡指定等に関する事項を示す。
- ・ 青文字は、貝殻山貝塚の調査に関する事項を示す。
- ・ 黒文字は、周辺部の主要調査を示す。

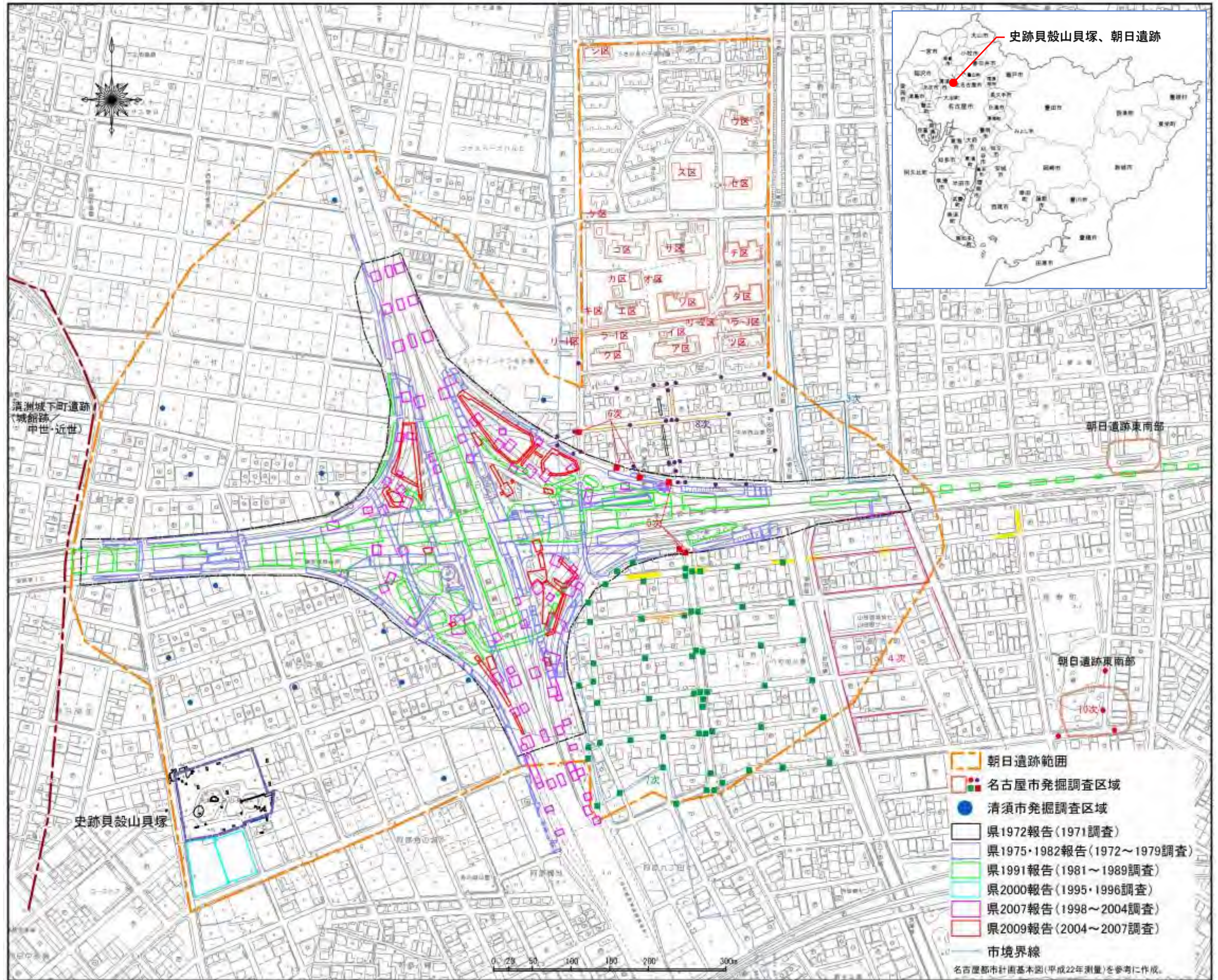


図-1 貝殻山貝塚、朝日遺跡発掘調査位置図

4 指定地の状況

(1) 史跡地内の遺構・遺物

指定前に行われた昭和46年の発掘調査の概要を中心に述べる（図-2・3）。

史跡地内には、塚状の高まりとして残されてきた貝殻山第一貝塚があり、その南西に接する貝層を第二貝塚と呼んでいる。指定地北西端では、弥生時代前期から中期にかけての遺物を伴う第三貝塚が残されている。また、第四貝塚と表記されている地点は、弥生時代前期の遺物が集中して出土した。出土遺物は、弥生時代前期、中期、後期の土器のほか、石器・石製品、骨角製品などが出土している。

史跡地内の整備に伴って発掘調査、立会が行われている。資料館建設地では、弥生時代前期の遺物は少なく、弥生時代後期から古墳時代初頭の土器が出土している。屋外トイレ建設地では、弥生時代前期の土器が出土している。

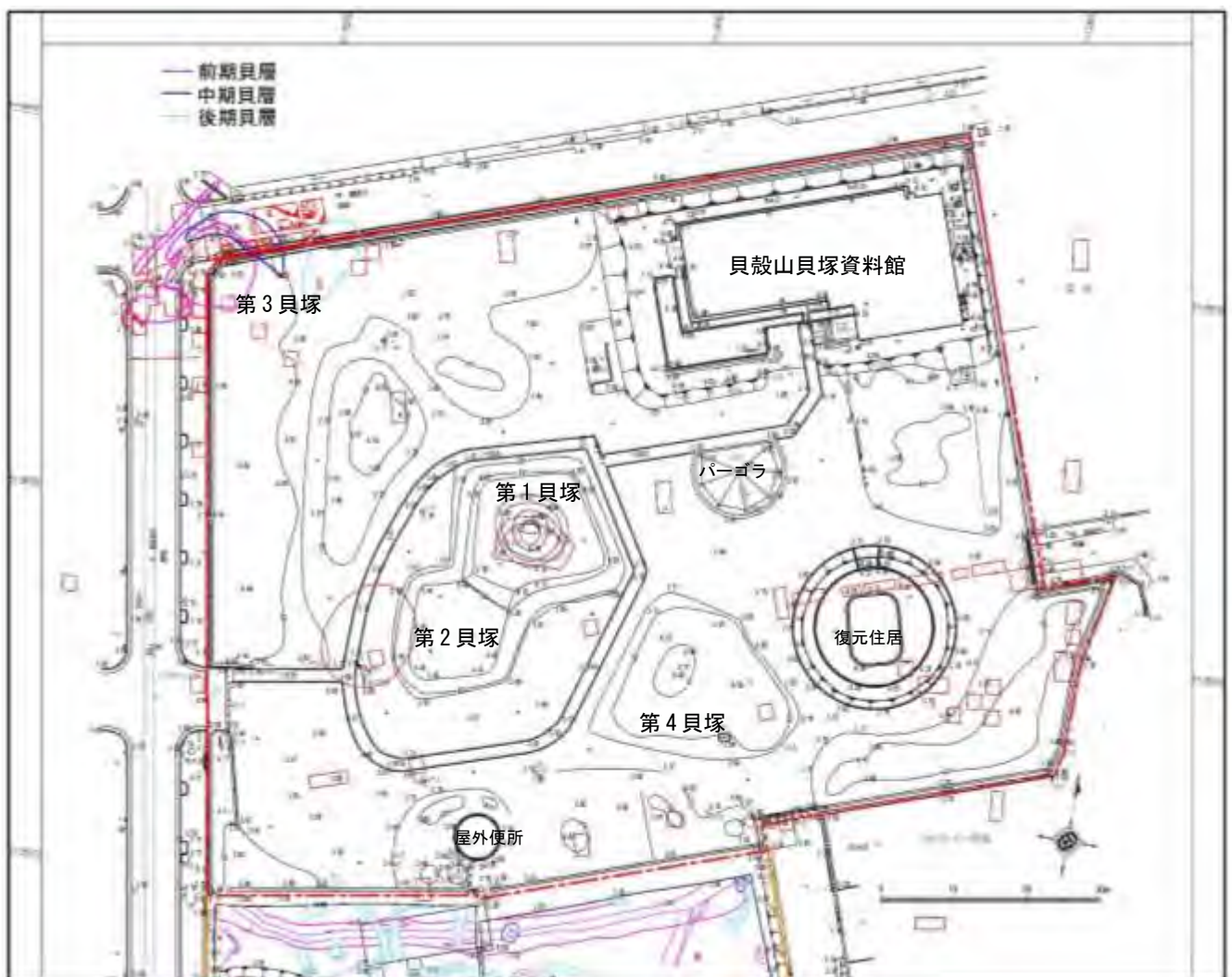


図-2 遺構分布図

写真-1 現在の西入口から北東
向けての写真
(岩野見司撮影)



写真-2 第3貝塚 北壁断面

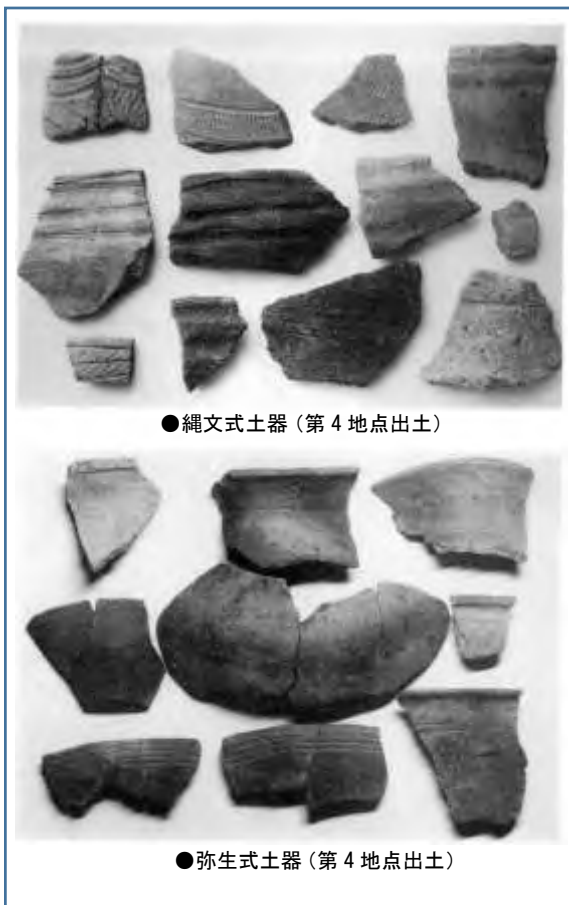
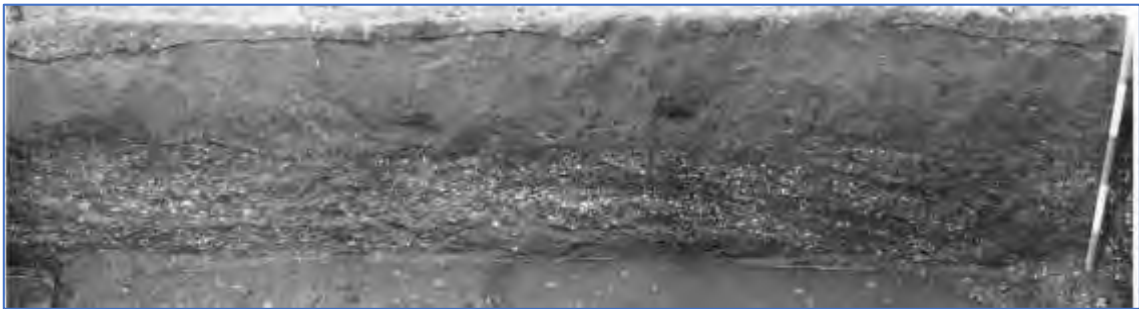


図-3 発掘資料(愛知県教育委員会 1972 より)(その1)

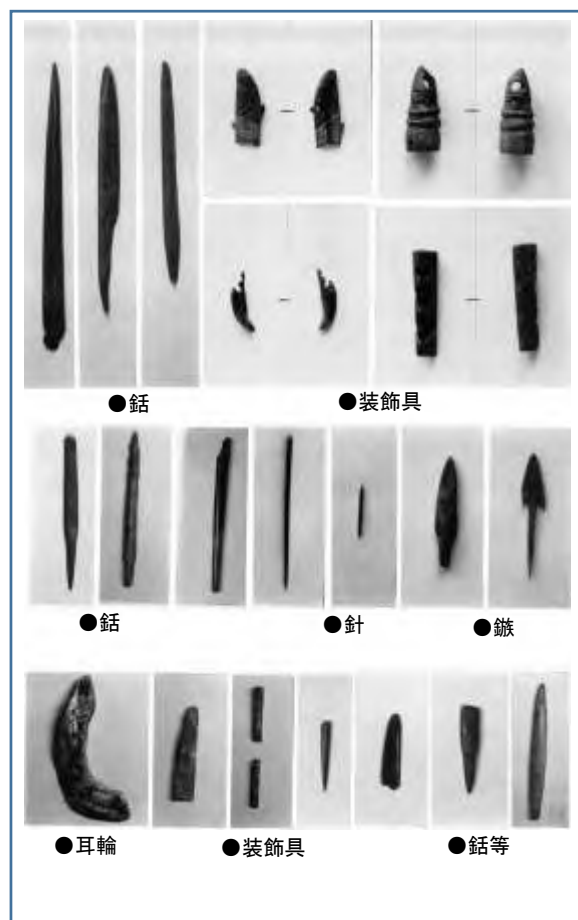
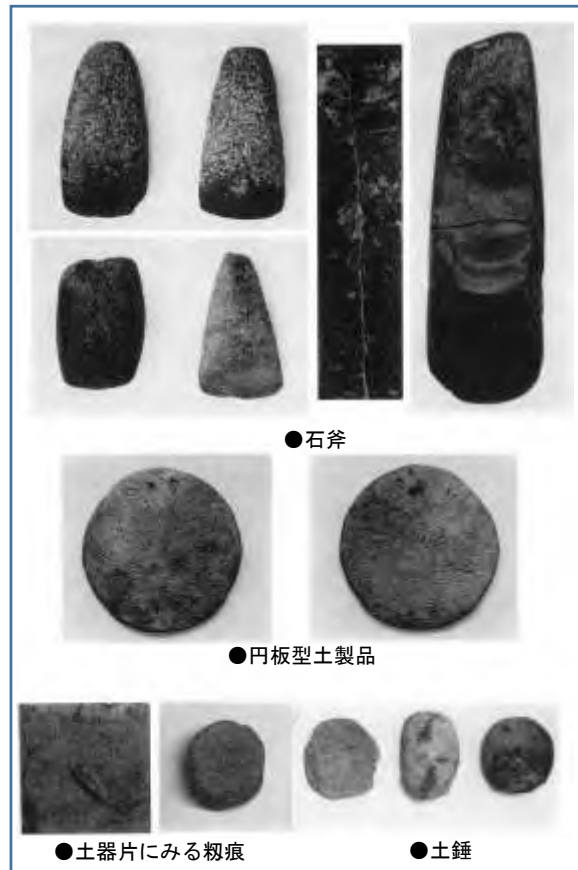


図-3 発掘資料（その2）

(2) 史跡の現況

史跡地は公有化されており、土地所有者は愛知県、地目は公園となっている。また、史跡南に隣接する拡充整備予定地も県有地となっている。

◆ 史跡貝殻山貝塚敷地面積；10,169㎡（登記簿面積）

◆ 貝殻山貝塚資料館拡充整備予定地面積；5,547㎡（登記簿面積）

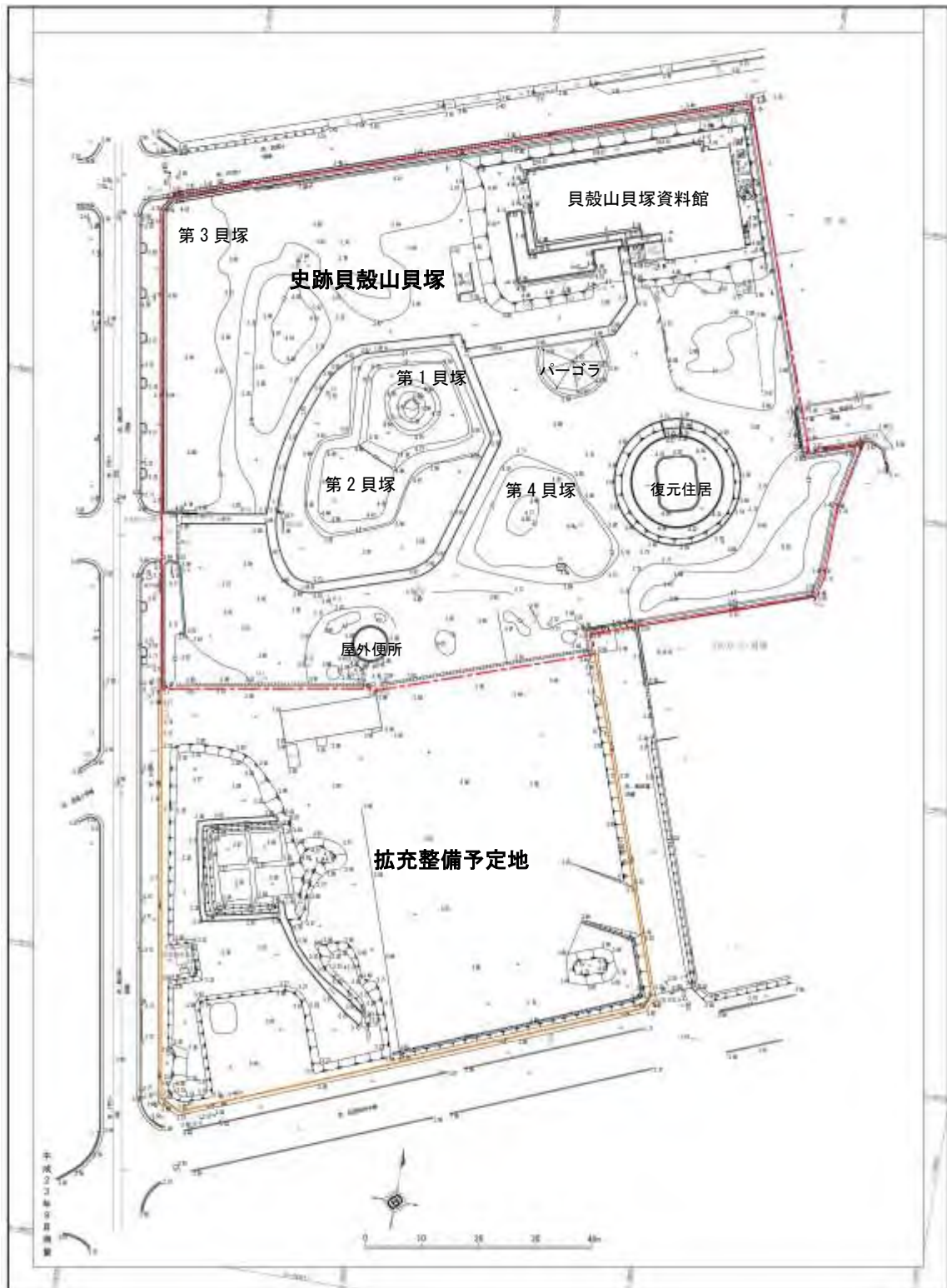


図-4 現況図

□ 土地状況

【史跡貝殻山貝塚】

- 所在地；愛知県清須市朝日貝塚1番地（旧住所；西春日井郡清洲町大字朝日字貝塚）
- 面積；10,169 m²（登記簿面積）・・・1筆
- 所有者；愛知県 地目；公園



図-5 史跡貝殻山貝塚 地積図

【貝殻山貝塚資料館拡充整備予定地】

- 所在地；愛知県清須市西田中松本1番～11番（旧住所；西春日井郡清洲町大字西田中字松本）
- 面積；5,547 m²（登記簿面積）・・・11筆
- 所有者；愛知県
- 地目；田

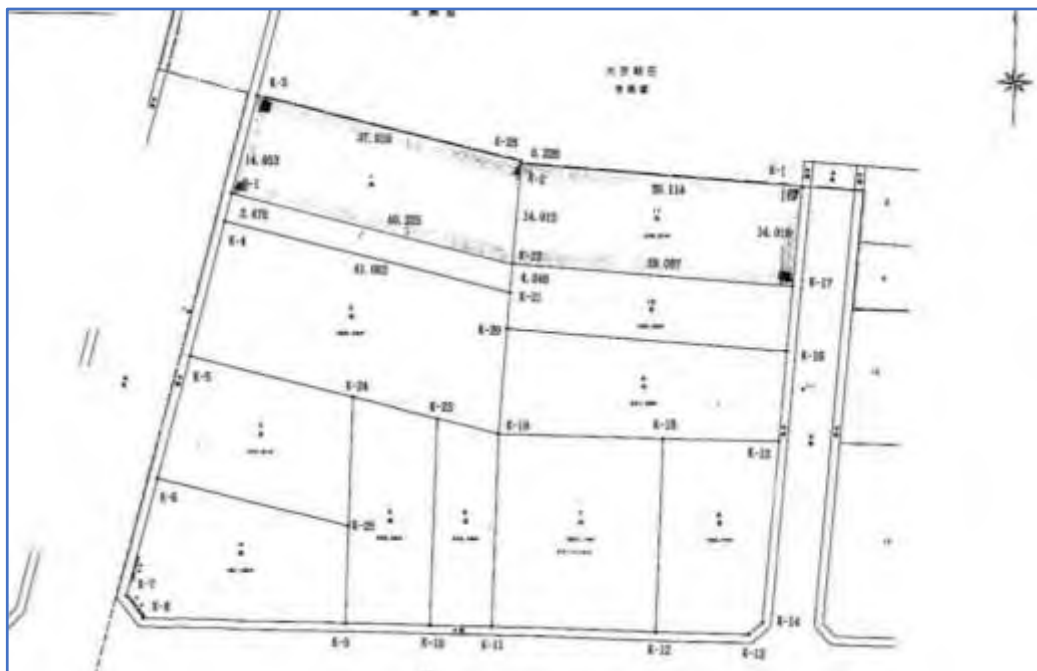


図-6 拡充整備予定地 丈量図

□ 現況土地状況

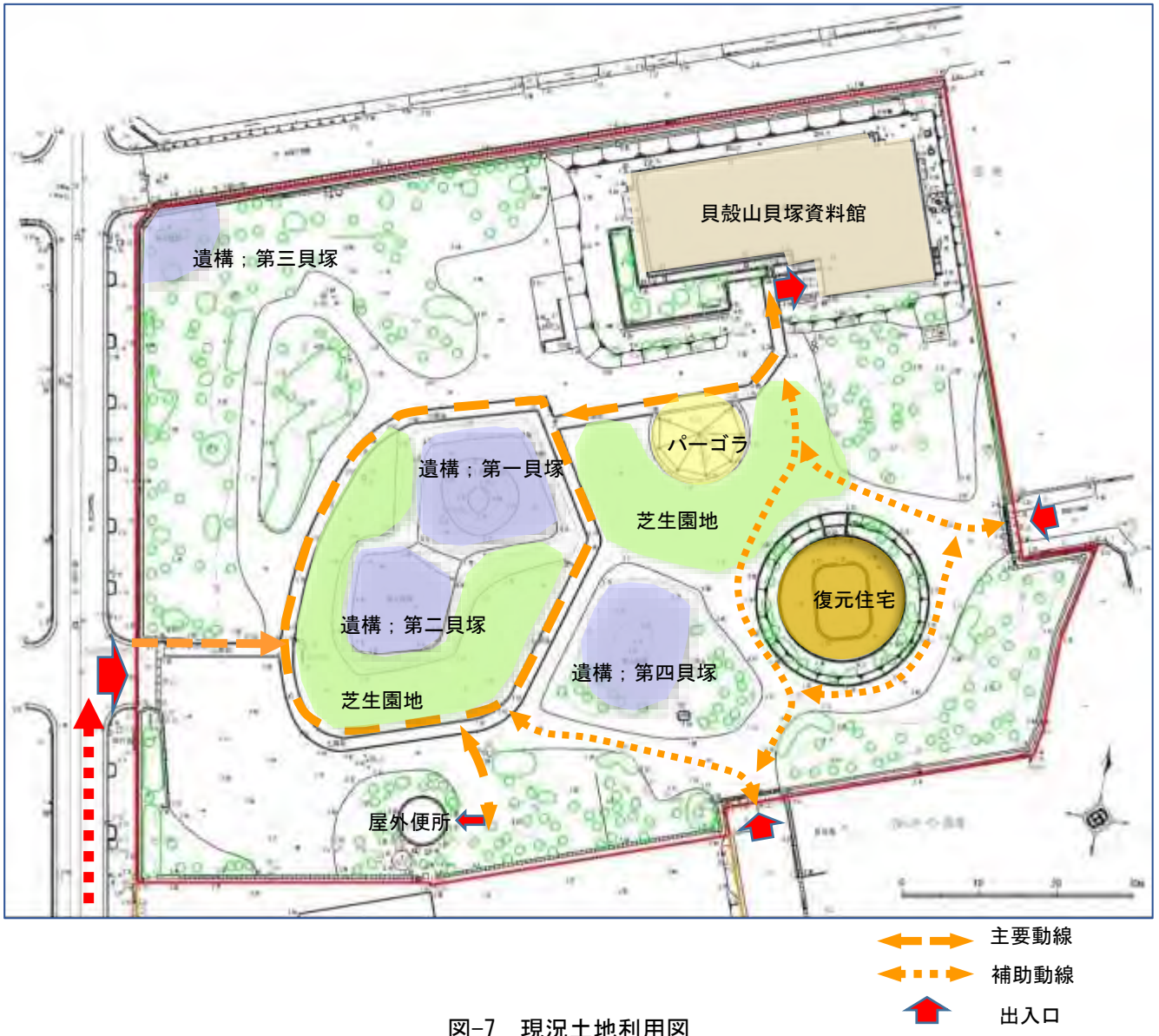


図-7 現況土地利用図

史跡地には、第一から第四までの貝塚が残されている。当初から塚状の高まりとして残されてきた第一貝塚のほか、第二貝塚、第三貝塚、前期の遺物集中地点である第四貝塚は、盛土をし、地下の遺構を保存している。

史跡地北東には、史跡のガイダンス施設である貝殻山貝塚資料館が設置され、貝殻山貝塚及び朝日遺跡の出土品を展示・収蔵している。他に弥生時代の復元住居、パーゴラ、屋外便所等の施設が設置されている。

□ 史跡地内の建築物

史跡地内の建築物は以下のものがある。

- 1.貝殻山貝塚資料館【昭和 50 年 4 月開館、面積；479.79 m²】
- 2.屋外便所【昭和 50 年 4 月供用開始、面積；22.05 m²】
- 3.復元住居【昭和 50 年 4 月供用開始（平成 22 年改修）、面積；29.74 m²】
- 4.パーゴラ【平成 4 年 2 月（平成 22 年改修）、面積；58.44 m²】

貝殻山貝塚資料館

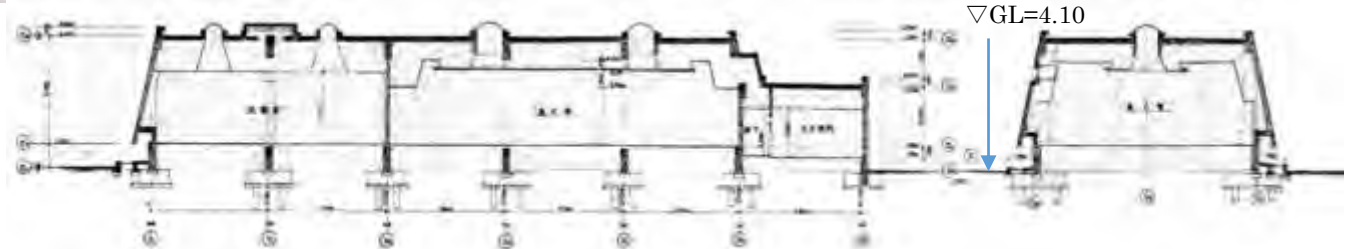


図-8 貝殻山貝塚資料館断面図

屋外便所

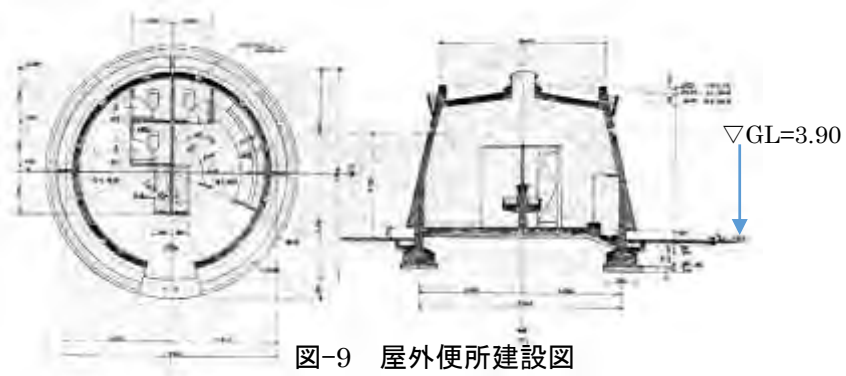


図-9 屋外便所建設図

復元住居

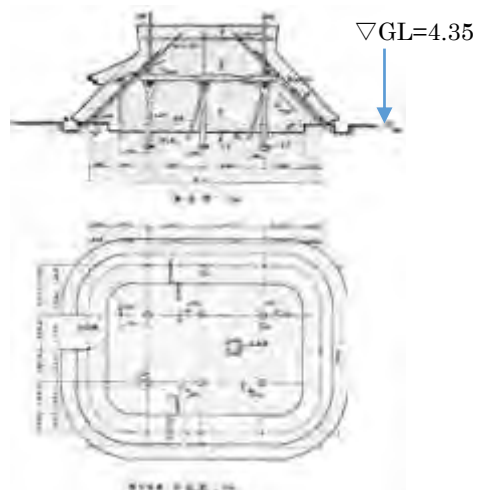


図-10 復元住居建設図

パーゴラ





図-11 工作物配置図

表-2 工作物等調書

番号	名称	外寸(W×H×T)	素材	状態	設置	備考
敷地外周部						
①	石積(練積み)	H=0.8m,W=0.4m	玉石、雑割石花崗岩	一部欠損	S49	外部との境界明示
②	金網フェンス	H=0~1.2m	鋼材製	一部欠損	S49	外部との境界明示
③	金網フェンス	H=0.9m	鋼材製	腐食、曲がり有り	S49	外部との境界明示
④	車止め(可動式)	H=0.7m,φ76.3mm	鋼材製	劣化有り	S49	車の進入防止
⑤	金網フェンス	H=0.9m	鋼材製	劣化有り	S49	外部との境界明示
⑥	車止め(固定式)	H=0.8m,0.15m×0.15m/0.22m×0.22m	コンクリート製	劣化有り	S49	車の進入防止
⑦	金網フェンス	H=0.7m,φ76.3mm	鋼材製	劣化有り	S49	外部との境界明示
⑧	玉石積(練積み)	H=0.6m~0.4m	玉石φ150	欠損有り	S49	外部との境界明示
⑨	車止め(可動式)	H=0.7m,φ76.3mm	鋼材製,チェーン付	良好	S49	車の進入防止
敷地内部(施設)						
1	施設名板	1.4m×0.85m×0.27m	石材(花崗岩)	良好	S49	史跡名称表示
2	案内板	1.6m×2.3m×0.35m	鋼材製	良好	S49,板面改修済み	敷地全体の案内サイン
3	注意板	0.45m×1.53m×0.04m	鋼材製	腐食有り	S49	園内利用のための注意板
4	〇ベンチ(U型側溝)	0.4m×0.36m×3m	コンクリート製	良好	不明	
5	木製ベンチ(伐採材)	φ0.6m~0.45m,L=1.5m	木製	腐食有り	H24	
6	木製ベンチ(伐採材)	φ0.47m,L=2.1m	木製	腐食多い	H24	
7	水飲み	0.8m×0.82m×0.8m	コンクリート製,人研,5水栓	良好	S49	使用停止中
8	〇ベンチ(U型側溝)	0.4m×0.36m×1.2m×3箇所	コンクリート製	良好	不明	
9	プラスチックベンチ	5連×3箇所,2連×1箇所,4連×1箇所	プラスチック製	欠損有り	不明	
10	〇ベンチ(U型側溝)	0.4m×0.36m×1.2m	コンクリート製	良好	不明	
11	〇ベンチ(U型側溝)	0.4m×0.36m×0.6m	コンクリート製	良好	不明	
12	パーゴラ	58㎡	柱:鋼管φ180,屋根:ポリカ製	良好	不明,H22改修	
13	〇ベンチ(U型側溝)	0.4m×0.36m×0.6m×8ヶ	コンクリート製	良好	不明	体験学習等で利用
14	木製ベンチ(伐採材)	φ0.55m~0.45m,L=1.7m	木製	一部腐食	H24	
15	木製ベンチ	0.45m×0.35m×1.6m×3基	座板:木製,脚:コンクリート製	一部欠損	不明	利用は少ない
16	〇ベンチ(U型側溝)	0.4m×0.36m×0.6m	コンクリート製	良好	不明	
17	〇ベンチ(U型側溝)	0.4m×0.36m×2.4m	コンクリート製	良好	不明	
18	記念碑(弥生の森)	1.4m×1.65m×0.85m	石材	良好	昭和52年6月	財団法人 東海財団寄贈
19	水飲み	0.8m×0.82m×0.8m	コンクリート製,人研,5水栓	人研ぎ一部剥離	S49	使用停止中、給水管の漏れ有り
20	〇ベンチ(U型側溝)	0.4m×0.36m×1.2m	コンクリート製	良好	不明	
21	〇ベンチ(U型側溝)	0.4m×0.36m×4.2m	コンクリート製	良好	不明	
22	注意板	0.45m×1.53m×0.04m	鋼材製	腐食有り	S49	園内利用のための注意板
23	注意板	1.3m×1.8m×0.04m	鋼材製	良好	不明	駐車場利用のための注意板
24	解説板	1.75m×1.8m×0.035m	柱:コンクリート,板:鋼製	良好	S49	史跡貝殻山貝塚の由来の解説

給水設備図



污水設備図



雨水排水設備図



電気設備図



図-12 現況設備図



図-13 現況植生図

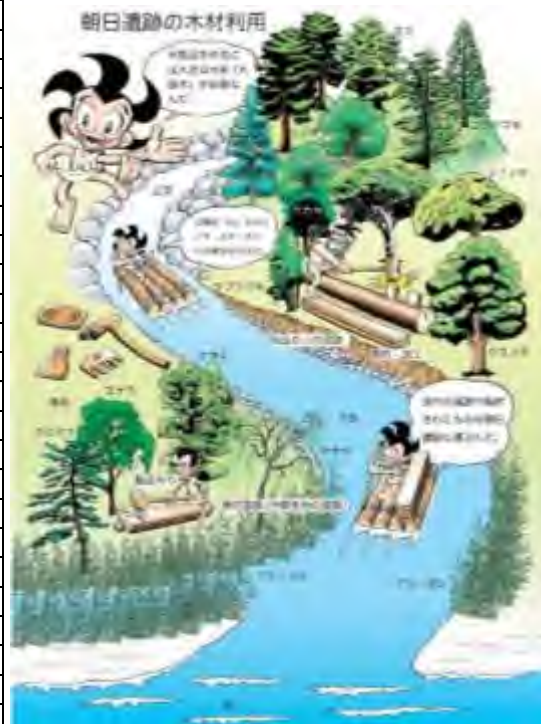
表-3 現況樹木リスト

分類	樹種名	参 考	参考	分類	樹種名	参 考	参考		
針葉樹 (高木)	イヌマキ(マキ)	マキ科マキ属	自生種	○	針葉樹 (中低木)	キャラボク	イチイ科イチイ属	自生種	
	カイヅカイブキ	ヒノキ科ビャクシン属	イブキの園芸種	—		アオキ	ミズキ科アオキ属	自生種	□
	クロマツ	マツ科マツ属	自生種	○		アベリア	スイカズラ科ツバノキ属	園芸種、ハナノツバノキ	—
	ヒヨクヒバ	ヒノキ科ヒノキ属	サワラの園芸品種	—		イヌツゲ	モチノキ科モチノキ属	自生種	—
常緑樹 (高木)	アラカシ	ブナ科コナラ属	自生種	○	キョウチクトウ	キョウチクトウ科キョウチクトウ属	イト、中近東原産	—	
	ウバメガシ	ブナ科コナラ属	自生種	○	クチナシ	アカネ科クチナシ属	自生種	□	
	カナメモチ	バラ科カナメモチ属	自生種	□	サツキ	ツツジ科ツツジ属	自生種	—	
	カンツバキ	ツバキ科ツバキ属	サザンカの園芸品種	—	シャリンバイ	バラ科シャリンバイ属	自生種	—	
	キンモクセイ	モクセイ科モクセイ属	中国大陸原産	—	トキワサンザシ	バラ科トキワサンザシ属	中国南西部	—	
	クスノキ	クスノキ科クスノキ属	自生種	○	トベラ	トベラ科トベラ属	自生種	—	
	クログネモチ	モチノキ科モチノキ属	自生種	○	ナンテン	メギ科ナンテン属	自生種	—	
	サザンカ	ツバキ科ツバキ属	自生種(日本特有种)	□	ボックスウッド	ツゲ科ツゲ属	地中海沿岸原産	—	
	サンゴジュ	スイカズラ科ガズミ属	自生種	□	ヒラドツツジ	ツツジ科ツツジ属	園芸種	—	
	シラカシ	ブナ科コナラ属	自生種	○	マサキ	ニシギギ科ニシギギ属	自生種	□	
	スダジイ	ブナ科シノキ属	自生種	○	ヤツデ	ウコギ科ヤツデ属	自生種	—	
	トウネズミモチ	モクセイ科イボタノキ属	中国、济州島	—	ニシギギ	ニシギギ科ニシギギ属	自生種	—	
	ネズミモチ	モクセイ科イボタノキ属	自生種	□	ユキヤナギ	バラ科シモツク属	自生種	—	
	ヒラギモクセイ	モクセイ科モクセイ属	中国	—	レンギョウ	モクセイ科レンギョウ属	中国原産	—	
マテバシイ	ブナ科マテバシイ属	自生種	○						
ヤマモモ	ヤマモモ科ヤマモモ属	自生種	○						
ヤブツバキ	ツバキ科ツバキ属	自生種	○						
落葉樹 (高木)	アカメガシワ	トウダイグサ科カガシワ属	自生種	○					
	アキノレ	ニレ科ニレ属	自生種	○					
	イチョウ	イチョウ科イチョウ属	中国原産	—					
	イロハモミジ	カエデ科カエデ属	自生種	○					
	エノキ	ニレ科エノキ属	自生種	○					
	カキノキ	カキノキ科カキノキ属	自生種	○					
	カリン	バラ科ボケ属	中国原産	—					
	クワ	クワ科クワ属	自生種	○					
	ケヤキ	ニレ科ケヤキ属	自生種	○					
	サトザクラ	バラ科サクラ属	園芸品種	—					
	サルズベリ	ミソハギ科サルズベリ属	中国南部原産	—					
	シマサルズベリ	ミソハギ科サルズベリ属	屋久島に自生	—					
	ソメイヨシノ	バラ科サクラ属	材料が「クワ」と「ト」の雑種	—					
	トウカエデ	カエデ科カエデ属	中国原産、享保9年渡来	—					
	ナンキンハゼ	トウダイグサ科シラキ属	中国原産、江戸時代に渡来	—					
	プラタナス	スズカケノキ科スズカケノキ属	西部アフリカ、南東ヨーロッパ原産	—					
	ネグンドカエデ	カエデ科カエデ属	北米原産	—					
ヤマザクラ	バラ科サクラ属	自生種	○						

※参考：○は、朝日遺跡調査で判明している木
□は、照葉樹林構成種
—は、外来種
分類は「造園ハンドブック」に基づいた(社団法人 日本造園学会編)

表-4 朝日遺跡の発掘調査等で確認された植物(参考)

生物学 系統分類学 (植物遺体同定) より		地質学 古生物学 (微化石分析) より		人文科学 考古学	
種実から	ヒメビシ	花粉分析	中期～後期	カシ亜属	・ 弥生時代後期～古墳時代前期にかけてはスギが減少し、サワラやヒノキが多くなった
	ヒシモドキ			コナラ亜属	
	カシ類			スギ属	・ 古墳時代初頭からアカガシ亜属が増加
	ヤブツバキ			ヤナギ属	
	エゴノキ			ハンノキ属	
	モモ			アカガシ亜属	
	ウリ類			マツ属	
ウツギ	ニレーケヤキ属				
木製品	アベマキ			セリ科	
	イヌガヤ			イネ科	
	スギ			カヤツリグサ科	
	カシ類			ヨモギ属	
				イネ科	
	珪酸体分析			中期前半	
大型化石分析		中期	ナラガシワ		
			オニグルミ		
			モモ		
			ブドウ属		
			ウリ類		
	朝日2・3期から9期	落葉広葉樹			
	7期(後期)	ナラガシワ林			
樹種同定		前期～後期の木製品	スギ		
			カシ類		
			ヤナギ属		
			コナラ節		
			広葉樹		
			タケ亜科		
			ヒノキ科、ヒノキ		
			アスナロ		
			モミ属		
			落葉広葉樹(ヤナギ属)		
			常緑広葉樹(アカガシ亜属)		
	コメ				
	カヤツリグサ科				



【朝日遺跡 VII 調査報告書より】

(3) 周辺の土地利用

史跡指定地 ; 第一種住居地域 (建蔽率 ; 60%、容積率 ; 200%、高さ制限なし)

拡充整備予定区域 ; 第二種低層住居専用地域 (建蔽率 ; 60%、容積率 ; 150%、高さ制限 ; 10m)

【 西田中地区計画 A地区 】

- 清須市名古屋都市計画西田中地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 (平成 17 年 7 月 7 日)
- ・ 第 3 条—用途の制限、第 5 条—壁面の位置の制限、かき又は柵の構造の制限
- ・ 第 7 条—市長がこの条例の規定の適用に関し、公益上必要な建築物で用途上又は構造上やむを得ないと認めて許可したものについては、その許可の範囲内において、これらの規定は適用しない

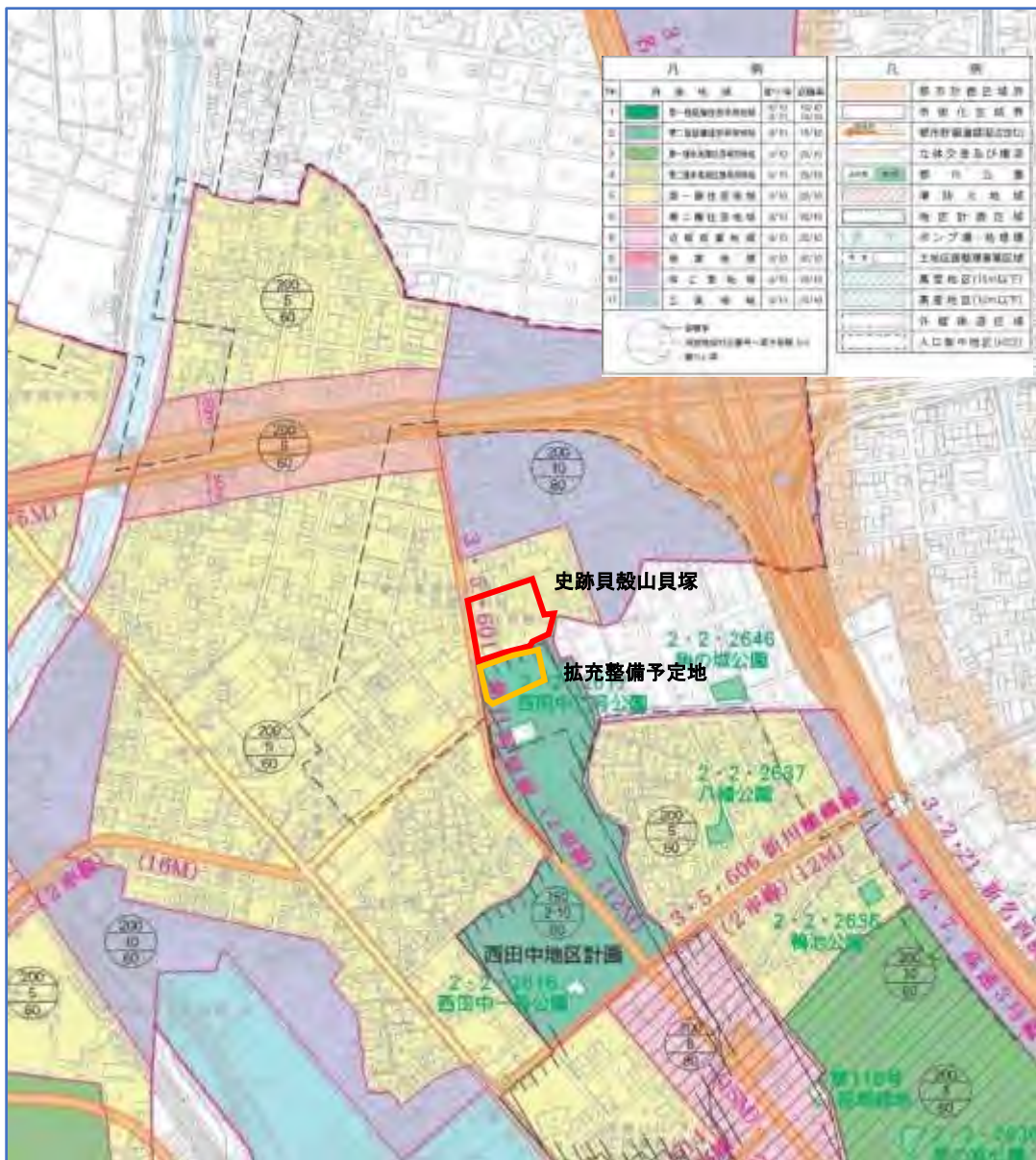


図-14 都市計画図

□ 周辺の現況土地利用

- 貝殻山貝塚を中心に、北側は小規模な工場や倉庫が多く、東から西にかけては住宅地が多い。
- 東側はまだ田畑が多く残っており、西側や南側は住宅地の中に転々と田畑が残っている。



図-15 周辺土地利用図

5 朝日遺跡の発掘調査と貝殻山貝塚の評価

(1) 朝日遺跡の発掘調査

貝殻山貝塚の史跡指定後、環状2号線建設にかかる発掘調査が本格的に進められた。この調査をとおして、それまで点在する貝塚や包蔵地の集合体として朝日貝塚群や朝日遺跡群と呼ばれてきた遺跡が、有機的に関連する一つの集落であることが明らかになり、1982年に刊行された発掘調査報告書からは、「朝日遺跡」の名称が用いられている。

朝日遺跡の主要な発掘調査とその成果は次のとおりである。(各調査地区及び調査概要は資料編を参照)。

- 環状2号線に伴う発掘調査 (1972～1980)

調査主体：愛知県教育委員会

- ・谷をはさんだ南北の居住域と東西に築かれた墓域など、朝日遺跡の集落構造が明らかになる。赤彩土器 (パレス・スタイル土器)、円窓付土器などの優品が出土。

- 環状2号線に伴う発掘調査 (1981～1989)

調査主体：(財)愛知県教育サービスセンター→愛知県埋蔵文化財センター

- ・玉作り工房跡、逆茂木と乱杭、ヤナ、大型方形周溝墓、埋納銅鐸などの重要な遺構・遺物の発見が相次ぐ。弥生時代の巨大集落としてたびたび新聞等でも取り上げられる。

- 貝殻山貝塚資料館拡充整備事業に伴う発掘調査 (1995～1996)

調査主体：愛知県埋蔵文化財センター

- ・史跡貝殻山貝塚の南隣接地の発掘調査。弥生時代前期、中期初頭、中期中葉の環濠・区画溝が検出された。弥生時代中期及び後期の方形周溝墓。22体以上の埋葬人骨。

- 近畿自動車道名古屋関線清洲 JCT 他建設に伴う発掘調査 (1998～2004)

調査主体：愛知県埋蔵文化財センター

- ・巴形銅器、袋状鉄斧等の金属製品。

- 市営平田荘建替に伴う発掘調査 (2001～継続中)

調査主体：名古屋市教育委員会

- ・遺跡東部の集落及び墓域の調査。2004年に石製の銅鐸鑄型片が出土 (最古級の銅鐸鑄型)。

- 近畿自動車道名古屋関線清洲 JCT 他建設に伴う発掘調査 (2004～2007)

調査主体：愛知県埋蔵文化財センター

この他、名古屋市教育委員会、清須市教育委員会による上下水道、個人住宅、その他建物等に関連した発掘調査、工事立会等の調査が行われている。

(2) 朝日遺跡の特徴

朝日遺跡の範囲は、東西約 1.4km、南北約 0.8km に及ぶ。遺跡は、北東から南西に流れる谷地形の南と北に居住域が形成され、居住域を取り囲むように墓域が展開している。(図-16)。

朝日遺跡の大まかな変遷は次のとおりである(図-17)。

- 弥生時代前期の集落
貝殻山貝塚周辺に初期の貝塚が点在する。前期の集落は径 150～250m の楕円形の環濠集落とみられるが、集落内部の詳細は不明。
 - ・貝殻山貝塚(前期～中期初頭の貝塚)
- 弥生時代中期前葉から中葉の集落
中期初頭は複数の居住域が点在していたが、中期前葉に南と北の居住域、東と西の墓域など集落の基本的な配置が定まり、集落規模は最大となる。
 - ・玉作りの工房跡
 - ・逆茂木、乱杭等の強固な防御施設
 - ・巨大方形周溝墓
 - ・銅鐸の石製鋳型(最古の銅鐸)
 - ・大規模な貝塚及び骨角器等の漁労に関わる資料
 - ・土器、石器、木製品、骨角器等の生産流通に関わる遺物
- 弥生時代中期中葉の集落
環濠が埋められ、集落の区画は不明瞭になる。墓域は複数のグループに分かれ、居住域もいくつかの単位に分散していたとみられる。
 - ・大型の井戸
 - ・円窓付土器
- 弥生時代後期の集落
再び南北の居住域に環濠が掘削されるが、中期よりは小規模な環濠集落となる。
 - ・溝に設置されたヤナ遺構
 - ・銅鐸埋納遺構
 - ・銅鐸、巴形銅器をはじめとする多彩な金属製品
 - ・赤彩土器(パレス・スタイル土器)

(3) 貝殻山貝塚の位置付け

これまでの発掘調査によって、史跡貝殻山貝塚は朝日遺跡の一部であることが明らかになっており、次のような特徴をもつ。

- 貝殻山貝塚地点は、朝日遺跡南西端に位置する弥生時代前期の居住域であり、朝日遺跡において最初に集落が形成された場所とみられる。

- 貝殻山貝塚地点は、溝に囲まれた環濠集落である可能性が高い。
- 貝殻山貝塚周辺には、弥生時代前期から中期初頭にかけて形成されたカキ、ハマグリ、シジミを主とする貝層が複数存在し、当時の生業、生産活動を物語る土器、石器、骨角器等の人工的な遺物、魚貝類、獣骨等の自然遺物が含まれている。
- 出土した土器は、遠賀川系土器を主体としつつ、縄文系の条痕文土器など複数の系統の土器が混在し、西から伝播した前期弥生文化が東海地方に定着していった実相を明らかにする遺跡として貴重である。

(4) 史跡指定地周辺の発掘調査と初期集落の広がり

次に史跡指定地周辺の発掘調査から、弥生時代初期の集落の広がりについて検討する(図-18)。

平成7・8年に行われた史跡南隣接地の発掘調査では、史跡指定地に沿うように弥生時代前期の環濠が検出された。環濠の西側は史跡南西部に、東側は史跡南東部にかかっているものとみられる。この環濠内には前期から中期初頭にかけての貝層が堆積している。特に西側では貝層の堆積が厚く保存状態もよい。この部分は、かつて中焼野貝塚と呼ばれていた地点にあたる。

昭和46年の発掘調査で、史跡北西の計画道路で検出された弥生時代前期から中期初頭にかけての貝層は、南側の環濠に対応する遺構である可能性がある。この場合、史跡指定地はほぼ環濠に囲まれた集落内部にあたることになる。また、貝殻山貝塚(第一貝塚)の北約100mには、昭和39年に発掘調査が行われた二反地貝塚が所在していた。この貝塚でも弥生時代前期から中期初頭の土器が出土しており、貝殻山貝塚と同じ弥生時代初期の集落域に含まれる。一方貝殻山貝塚の東側については、現時点では弥生時代前期にさかのぼる遺構・遺物の分布は明らかではない。

貝殻山貝塚及びその周辺の弥生時代前期の遺構・遺物の出土地点は、現在の標高で3.5m～4mに位置している。これは朝日遺跡のなかでも標高が高い地点であり、初期の集落は微高地のなかでも特に高い場所を選んで営まれていたものとみられる。

これらのことから、弥生時代前期に始まる朝日遺跡の初期集落は、図-18のような範囲に展開していた可能性が高く、現在の貝殻山貝塚の指定範囲を中心に、それよりも一回り広がることが想定される。



图-16 史跡貝殻山貝塚及び朝日遺跡主要遺構図

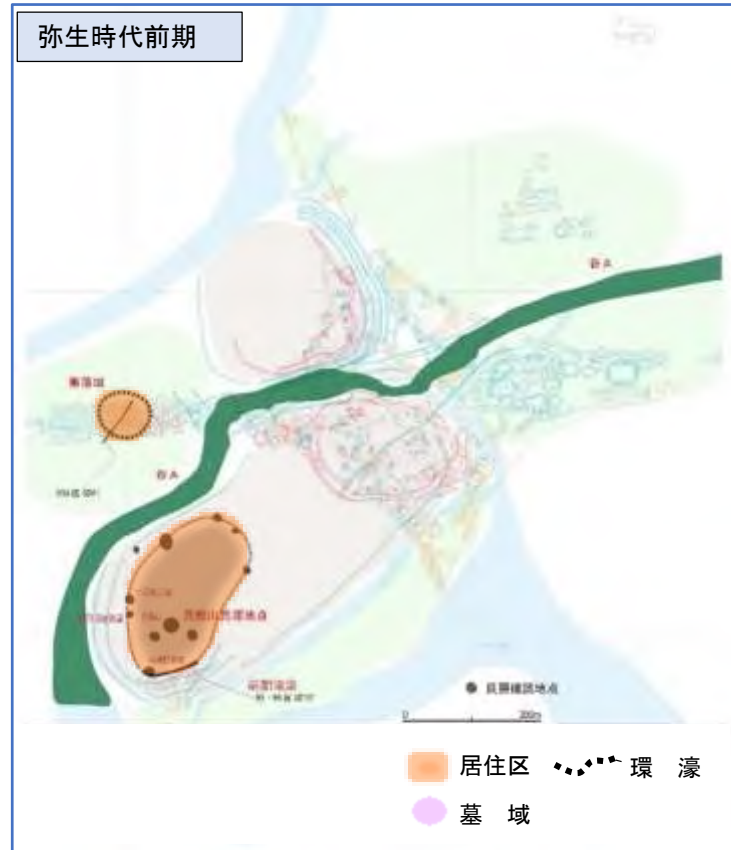
- 貝殻山貝塚周辺に初期の貝塚が点在
- 集落の規模は、径 150~250mの楕円形の環濠集落とみられるが、集落内部の詳細は不明



● 貝塚(中焼野貝塚)



● SD101(環濠)断面



- 南北の居住域に環濠が再び掘削されるが、中期より小規模な環濠集落となる
- ・ 溝に設置されたヤナ遺構
- ・ 銅鐸埋納遺構
- ・ 銅鐸、巴形銅器をはじめとする多彩な金属器
- ・ 赤彩土器 (パレス・スタイル土器)



ヤナ跡



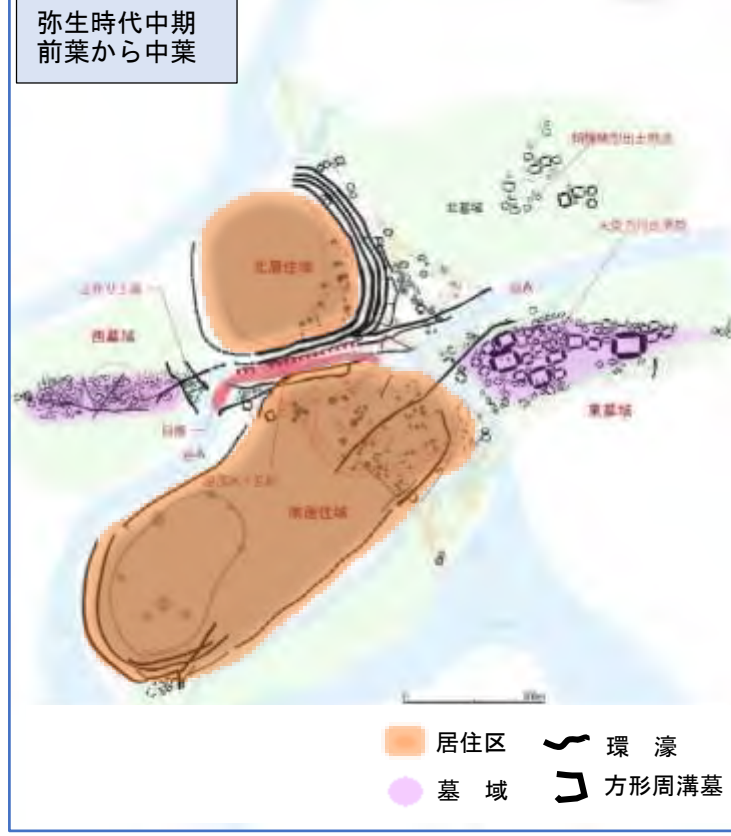
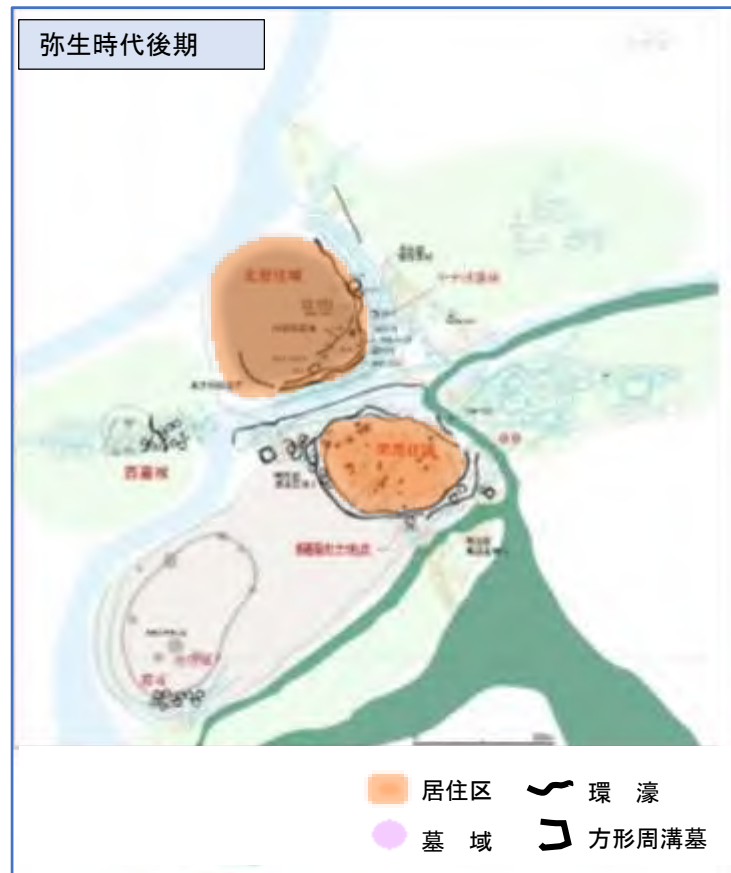
巴形銅器



赤彩土器



朝日銅鐸



- 中期初頭は複数の居住区が点在する
- 中期前葉に南と北の居住区、東と西の墓域など集落の基本配置が定まる (集落規模としては最大となる)
- ・ 玉作りの工房跡
- ・ 逆茂木、乱杭等の強固な防御施設
- ・ 巨大方形周溝墓
- ・ 銅鐸の石製鑄型 (最古の銅鐸)
- ・ 大規模な貝塚及び骨角器等の漁労に関わる資料
- ・ 土器、石器、木製品、骨角器等の生産流通に関わる遺物



乱杭列



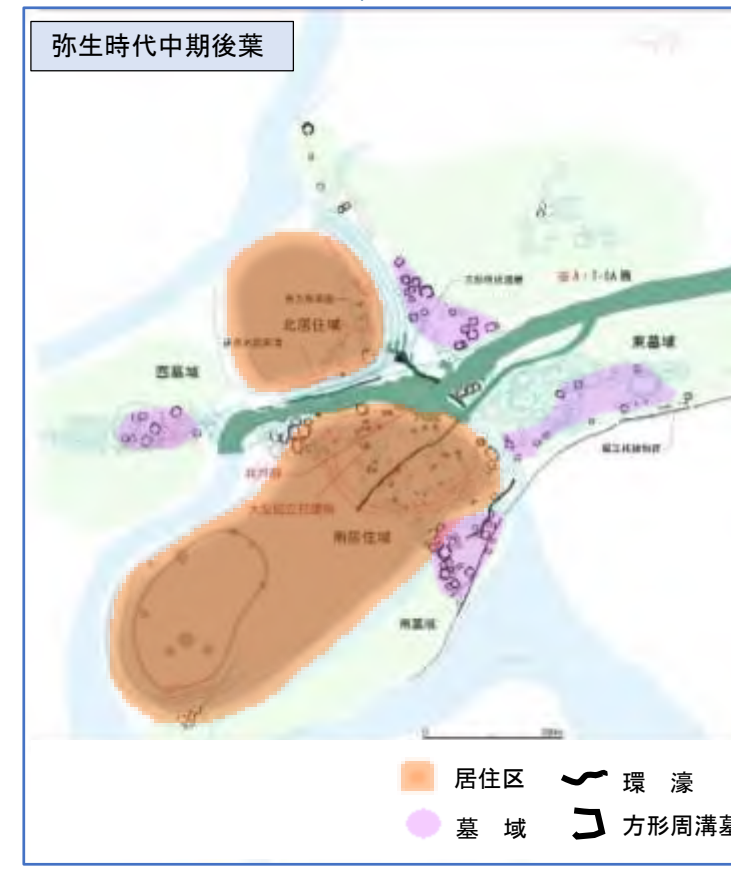
銅鐸の鑄型



玉作り工房跡



大型方形周溝墓



- 環濠が埋められ、集落の区画は不明瞭となる
- 墓域は、複数のグループに分かれる
- 居住域は、いくつかの単位に分散する
- ・ 大型の井戸
- ・ 円窓付土器



円窓付土器

図-17 朝日遺跡の変遷と概要

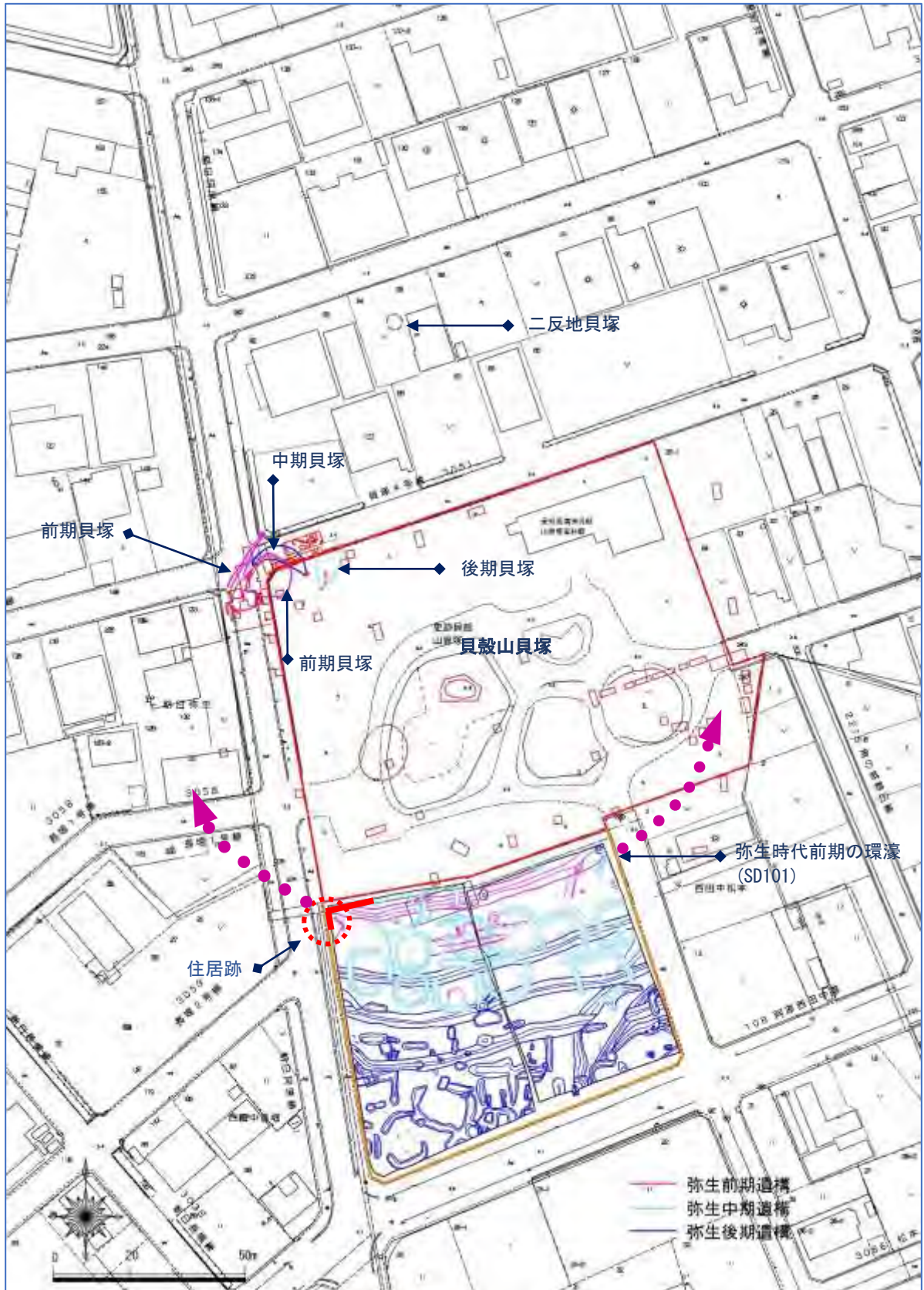


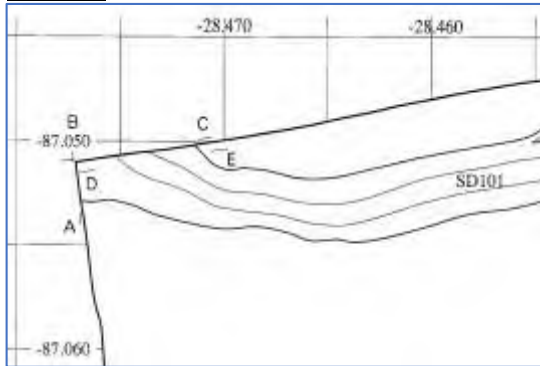
図-18 貝殻山貝塚周辺の遺構

◆断面 A SD101 北西隅セクション
(中焼野貝塚) [平成 7 年調査]

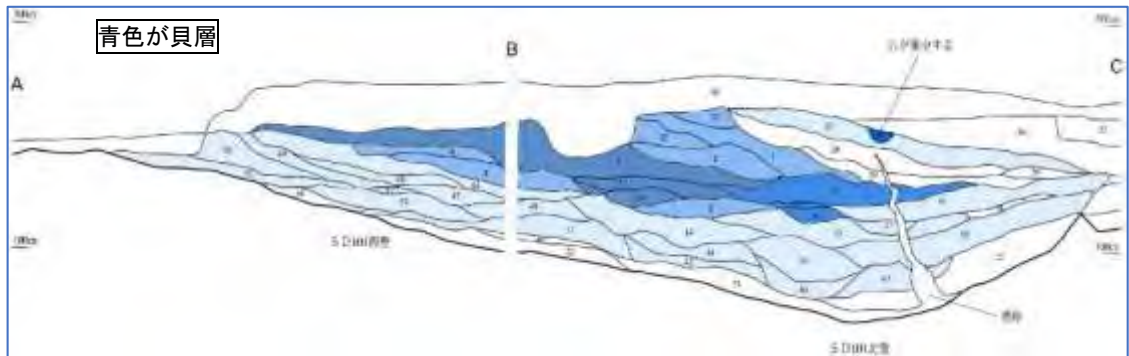
断面 A 写真



断面位置



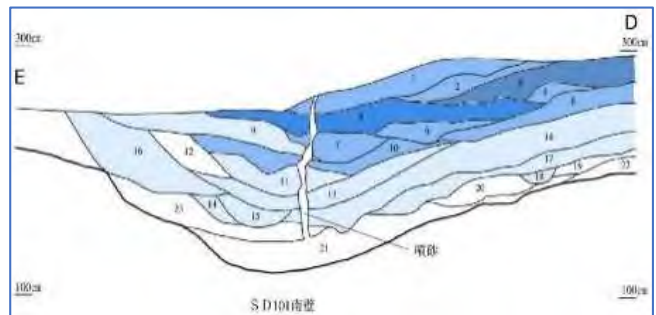
●SD101 北西隅(南東から)



●SD101 西壁

●SD101 北壁

住居跡



●SD101 南壁

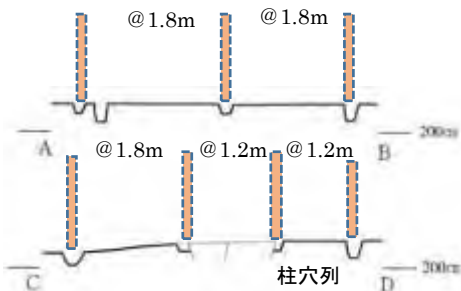


図-19 拡充整備予定地で確認された弥生時代前期の遺構

第3章 保存管理

1 保存管理の基本方針

現況地形と指定時地形の断面比較などから、遺構面は盛土により保護されていることが明確である。現存する遺構を適切に保護し、次世代に確実に継承していくための保存管理の基本方針を以下のように定める。

(1) 史跡を構成する諸要素の特定

「史跡を構成する要素」と「史跡の周辺環境を構成する要素」を特定し、各要素の課題を明確化する。また、整備のための発掘調査を進めていく。

(2) 史跡としての本質的価値の維持

史跡貝殻山貝塚の本質的価値を明らかにし、その維持・保存を図る。

(3) 保存管理の方法

史跡指定地及びその周辺を地区区分し、地区ごとの保存管理の方法を示す。指定地については、将来予想される各種現状変更等の行為に対する取り扱いの基準を定める。

(4) 史跡の整備と活用

史跡の本質的価値を正確に伝えるための整備をはかり、史跡南の拡充整備予定地を含めた積極的な活用を目指す。

(5) 朝日遺跡との関係について

史跡の本質的価値と不可分な関係にある朝日遺跡についても、今後の保存・活用の方針を提示する。また貝殻山貝塚周辺部も発掘調査に基づいた追加指定等を検討していく。

2 構成要素

史跡に関わる様々な要素を、表5のとおり「史跡を構成する要素」と「史跡の周辺環境を構成する要素」に分類する。

「史跡を構成する要素」は、史跡の「本質的価値を構成する要素」「保存・活用に有効な要素」「管理上調整が必要な要素」に分類する。「史跡の周辺環境を構成する要素」は、史跡指定地外を対象とし、「本質的価値に密接に関係する要素」「保存・活用に資する要素」「本質的価値に関係しない要素」に分ける。「史跡の周辺環境を構成する要素」を史跡の価値との関連で分類するのは、弥生時代初頭の遺構が周辺に広がると予想されるばかりでなく、第2章5に述べたように、史跡貝殻山貝塚は、朝日遺跡の一部であり、周辺域に史跡と深く関わる遺構・遺物が展開していると考えられることによるものである。

表-5 史跡を構成する要素の分類

◆ 史跡を構成する要素

分類	本質的価値を構成する要素	保存・活用に有効な要素	管理上調整が必要な要素
史跡を構成する要素	第1貝塚 第2貝塚 第3貝塚 第4貝塚 地下の遺構・遺物	復元住居 史跡の説明板 (貝殻山貝塚資料館)	貝殻山貝塚資料館 屋外トイレ パーゴラ 水飲み場 外灯1~4 石碑 看板 防災スピーカー 外周石積み・フェンス 植栽・樹木 地下埋設物(水道・電気等)




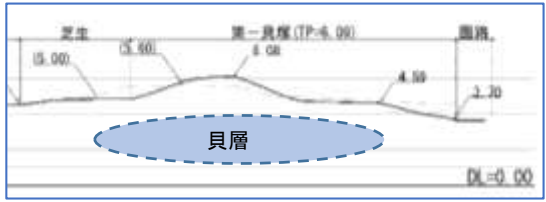

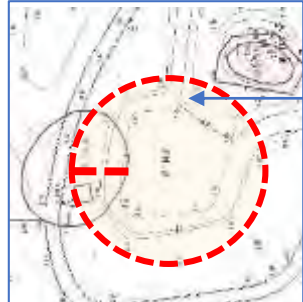
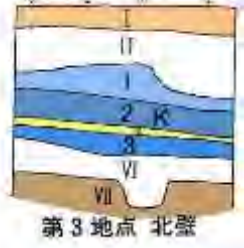


◆ 史跡の周辺環境を構成する要素

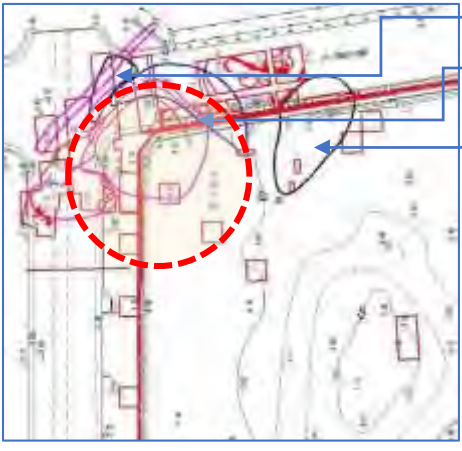
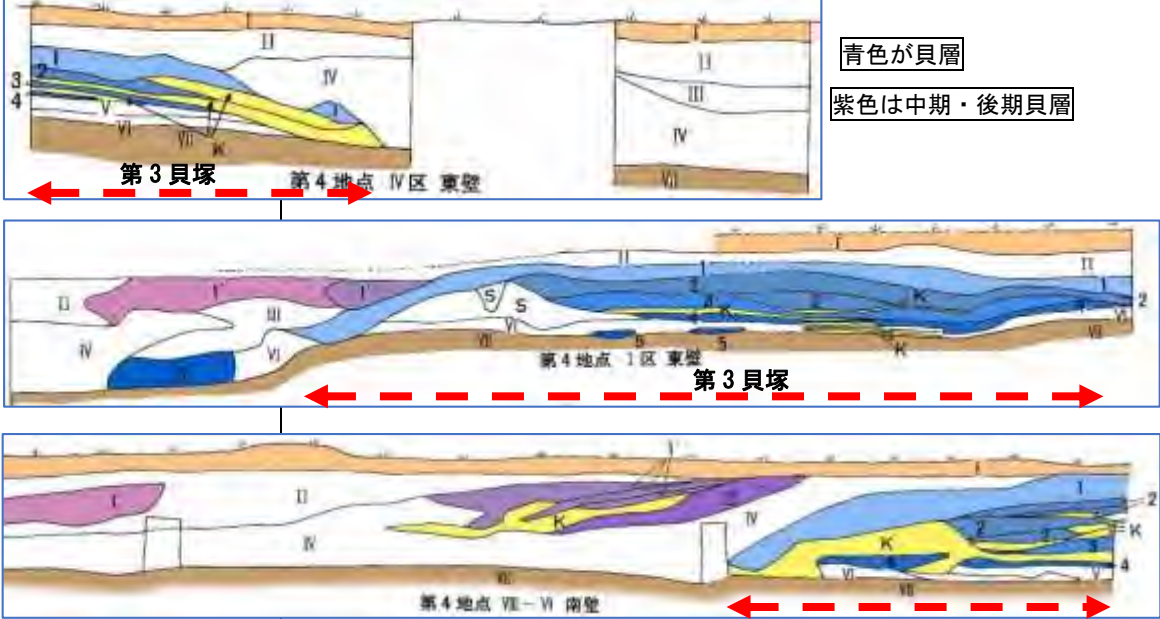

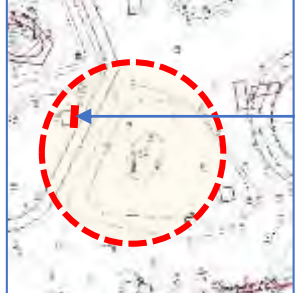
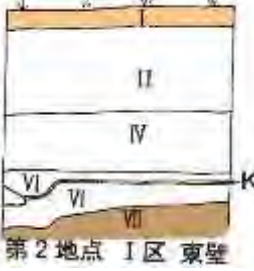
分類	本質的価値に密接に関係する要素	保存・活用に資する要素	本質的価値に関係しない要素
史跡の周辺環境を構成する要素	環濠・貝層等の遺構及び包蔵される遺物	屋外倉庫 体験水田 駐車場	建築物 工作物 耕作地 道路

(1) 史跡を構成する要素

①本質的価値を構成する要素

指定地内は昭和 46 年に調査が行われ、弥生時代前期から中期の貝層や弥生前期の豊富な遺物が出土した。

分類	名称	構成要素	
指定地内	地上部	第1貝塚 ○塚状の高まり	  <p>●遺構（貝塚）を芝生保護</p>
	地下部	貝塚	  <p>◆最もわかり易い形状の貝塚</p>
	地上部	第2貝塚	 <p>◆第1貝塚 ◆第2貝塚 盛土で保護されている</p>
	地下部	貝塚	  <p>◆青色が貝層</p> <p>第3地点 北壁</p>
	地上部	第3貝塚 盛土	  <p>◆樹木に覆われている</p>

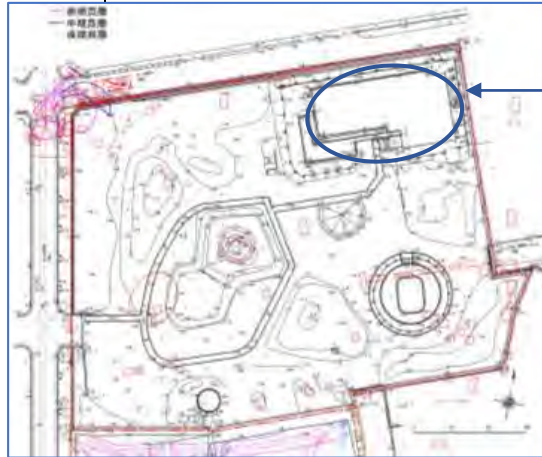
分類	名称	構成要素	
指定地内 地下部	貝層	 <p>◆ 前期貝層 ⇔ 第3貝塚 ◆ 中期貝層 ◆ 後期貝層</p>  <p>青色が貝層 紫色は中期・後期貝層</p> <p>第3貝塚 第4地点 IV区 東壁</p> <p>第4地点 I区 東壁 第3貝塚</p> <p>第4地点 VII-VI 南壁</p>	
	地上部	第4貝塚	 <p>盛土で保護</p>
	地下部	貝塚	  <p>第2地点 I区 東壁</p>

②保存・活用に有効な要素

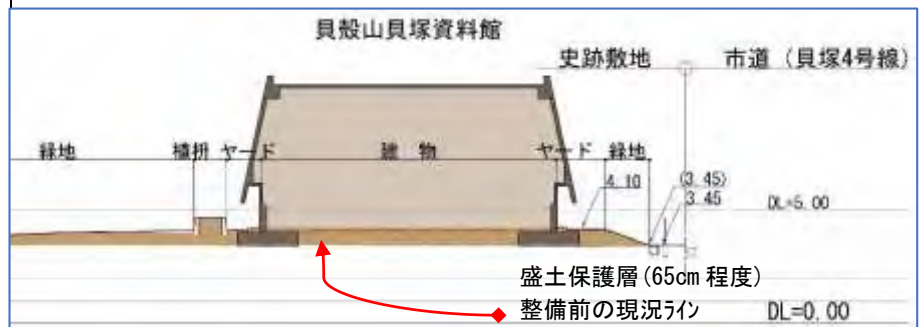
分類	名称	保存・活用に有効な要素
指定地内	<p>地上部</p> <p>復元住居</p>	 <ul style="list-style-type: none"> ●平成 22 年に改修された復元住居 (周辺地盤からは 70cm 程度盛土され 地下遺構は保存されている) ●復元住居のモデルは岩倉市大地遺跡  <ul style="list-style-type: none"> ●昭和 54 年当初の復元住居 ●樹木も植えられたばかりで周辺からも良く見えた  <p>復元住居</p>
	<p>地下部</p>	<p>●昭和 47 年調査では、弥生時代前期から後期の土器が出土しており、地下遺構は遺存している。</p>
指定地内	<p>地上部</p> <p>説明板</p> <p>名板</p>	 <p>説明板</p>  <p>説明板</p>  <p>名板</p>  <ul style="list-style-type: none"> ●昭和 50 年に設置され、躯体はコンクリート製で老朽化あり
	<p>地下部</p>	

地上部

貝殻山貝塚資料館





- 昭和 50 (1975) 年 4 月開館
- RC 1F 平家建て
- 建物面積 479.79 m²
- 展示室 191.40 m²
- 収蔵庫 125.51 m²
- 管理室 31.12 m²
- 会議室 17.44 m²
- 機械室 33.39 m²
- トイレ 21.80 m²




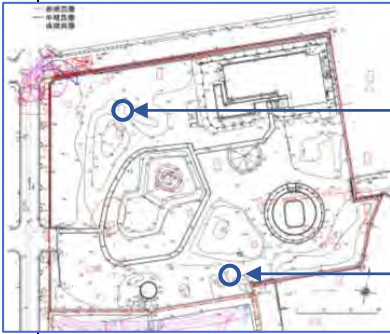


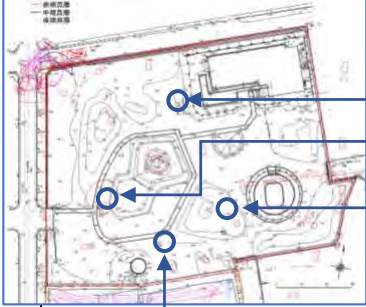






地下部

建設前地盤より 65 cm 程度の盛土が行われている

③管理上調整が必要な要素

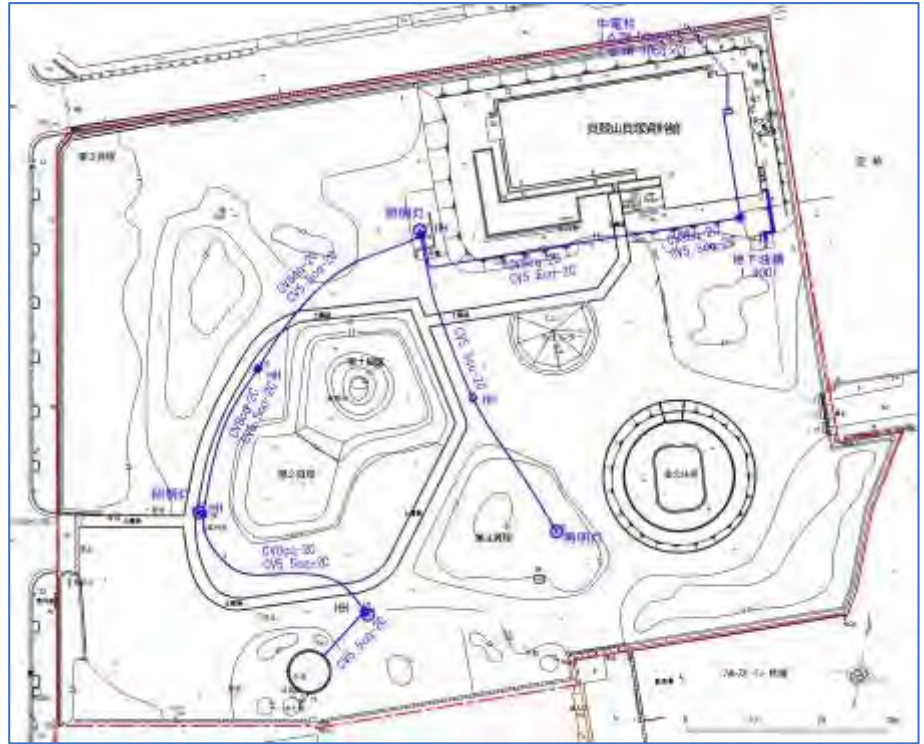
分類		名称	管理上調整が必要な要素
指定 地内	地上部	貝殻山貝塚 資料館	 <ul style="list-style-type: none"> ●昭和 50 年に建設され、施設の老朽化や狭窄化等の問題を抱えている。 ●整備予定の「新資料館」との役割や機能分担等、全体計画の中での土地利用の検討が必要である。
	地下部		
	地上部	屋外トイレ	 <ul style="list-style-type: none"> ●昭和 50 年に建設され、老朽化が見られる。 ●史跡全体の利用、整備予定の「新資料館」との利用など、全体計画の中での土地利用の検討が必要である。
	地下部		

地上部	パーゴラ	   <ul style="list-style-type: none"> ●休憩施設として整備された施設。現在は体験学習時の屋外スペースとしても活用されている。 ●整備予定の「新資料館」との役割や機能分担等、全体計画の中での土地利用の検討が必要である。
地下部		
地上部	水飲み(2箇所)	   <ul style="list-style-type: none"> ●利用があまり見られない。 ●施設本体、埋設水道管の老朽化が進んでいる。
地下部		
地上部	外灯(4基)	     <ul style="list-style-type: none"> ●防犯上必要な施設。 ●施設本体の老朽化が進んでいる。
地下部		

<p>地上部</p>	<p>石碑 (1箇所) “弥生の森”</p>		 <p>●史跡内植栽の大部分は、昭和52年に民間財団の寄付によって行われたもので、石碑はそれを記念して設置されたもの。移設等の検討が必要である。</p>
<p>地下部</p>			
<p>地上部</p>	<p>看板</p>		 <p>●史跡内利用に関する注意看板。</p>
<p>地下部</p>			
<p>地上部</p>	<p>植栽・樹木</p>	 <p>●植栽後38年経ち樹木も大きく成長している。 ●史跡周辺にはまとまった樹林地はなく貴重な緑地となっている。</p>	 <p>・史跡指定地 ・拡充整備予定地 ・史跡地内の樹林</p>

			<p>●NO. 1 第4貝塚、復元住居周辺の樹木</p> <p>●NO. 2 北から南側を見た史跡</p> <p>●NO. 3 東から西側を見た史跡地</p>
地下部			
地上部	<p>その他の 工作物 防災スピーカー (清須市占用施設)</p> <p>外周石積み フェンス</p>		
地下部			

電 線



雨水排水管

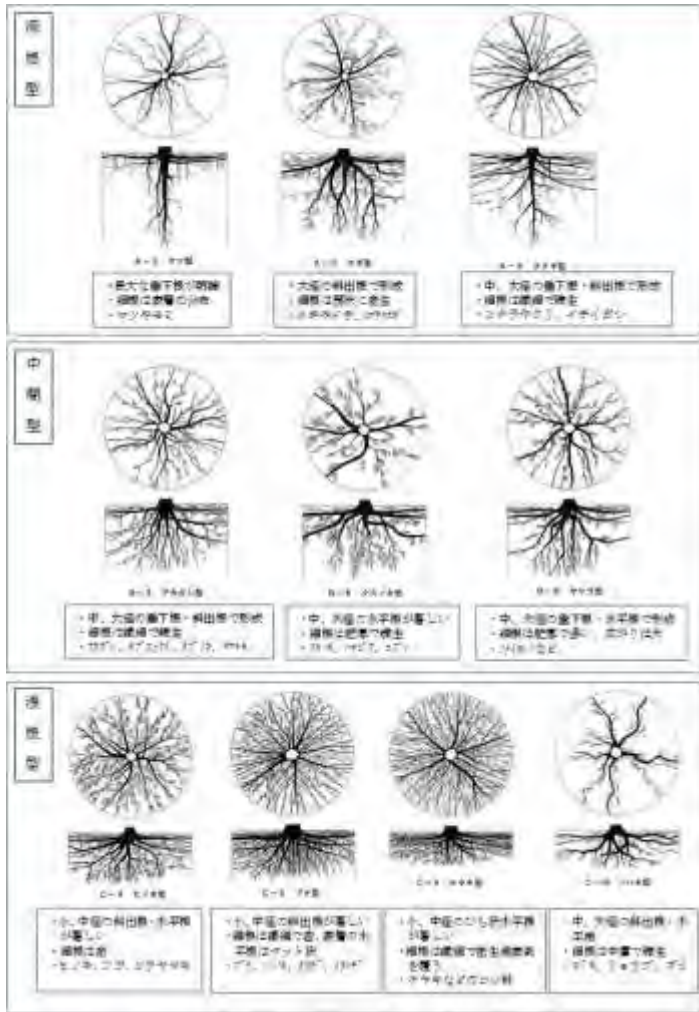


樹木(根茎)



分類	樹種名	根系の分類
針葉樹 (高木)	マキ科マキ属 イヌマキ(マキ)	高-深根
	ヒノキ科ビャクシン属 カイズカイブキ	高-浅根
	マツ科マツ属 クロマツ	高-深根
	ヒノキ科ヒノキ属 ヒヨクヒバ	高-浅根
常緑樹 (高木)	ブナ科コナラ属 アラカシ	高-中根
	ヒノキ科ヒノキ属 ウバメガシ	高-中根
	バラ科カナメモチ属 カナメモチ	高-浅根
	モクセイ科モクセイ属 キンモクセイ	高-浅根
	クスノ科クスノキ属 クスノキ	高-中根
	モチノキ科モチノキ属 クロガネモチ	高-浅根
	ツバキ科ツバキ属 サザンカ	高-浅根
	スイカズラ科ガマズミ属 サンゴジュ	高-浅根
	ブナ科コナラ属 シラカシ	高-中根
	ブナ科コナラ属 スダジイ	高-深根
	モクセイ科イボタノキ属 トウネズミモチ	低-浅根
	モクセイ科イボタノキ属 ネズミモチ	低-浅根
	モクセイ科モクセイ属 ヒイラギモクセイ	低-浅根
	ブナ科マテバシイ属 マテバシイ	高-深根
ヤマモモ科ヤマモモ属 ヤマモモ	高-中根	
ツバキ科ツバキ属 ヤブツバキ	高-浅根	
落葉樹 (高木)	トウダイグサ科カガシ属 アカメガシワ	高-浅根
	ニレ科ニレ属 アキニレ	高-浅根
	イチヨウ科イチヨウ属 イチヨウ	高-深根
	カエデ科カエデ属 イロハモミジ	高-浅根
	ニレ科エノキ属 エノキ	高-浅根
	カキノ科カキノキ属 カキノキ	高-中根
	バラ科ボケ属 カリン	高-浅根
	クワ科クワ属 クワ	高-中根
	ニレ科ケヤキ属 ケヤキ	高-浅根
	バラ科ザクラ属 サトザクラ	高-中根
	ミツハギ科サルスベリ属 サルスベリ	高-中根
	ミツハギ科サルスベリ属 シマサルスベリ	高-中根
	バラ科ザクラ属 ソメイヨシノ	高-中根
	カエデ科カエデ属 トウカエデ	高-浅根
トウダイグサ科シラキ属 ナンキンハゼ	高-浅根	
スズカケノ科スズカケノ科属 プラタナス	高-中根	
カエデ科カエデ属 ネグンドカエデ	(高-浅根)	
バラ科ザクラ属 ヤマザクラ	高-中根	
針葉樹 (中低木)	イチイ科イチイ属 キャラボク	低-深根
	ミズキ科アオキ属 アオキ	低-浅根
常緑樹 (中低木)	スイカズラ科カガシ属 アベリア	低-浅根
	モチノキ科モチノキ属 イヌツゲ	低-浅根
	ツバキ科ツバキ属 カンツバキ	不明
	ツバキ科ツバキ属 キョウチクトウ	低-深根
	アカネ科クチナシ属 クチナシ	低-中根
	ツツジ科ツツジ属 サツキ	低-浅根
	バラ科シャリンバイ属 シャリンバイ	低-深根
	バラ科トキワサンザシ属 トキワサンザシ	低-深根
	トベラ科トベラ属 トベラ	低-浅根
	メギ科ナンテン属 ナンテン	低-中根
	ツゲ科ツゲ属 ホックスウッド	(低-浅根)
	ツツジ科ツツジ属 ヒラドツツジ	(低-浅根)
	ニシキギ科ニシキギ属 マサキ	低-中根
	ウコギ科ヤツデ属 ヤツデ	低-中根
落葉樹 (中低木)	ニシキギ科ニシキギ属 ニシキギ	低-中根
	バラ科シモツケ属 ユキヤナギ	低-浅根
	モクセイ科レンギョウ属 レンギョウ	低-浅根

※参考：樹木根系図説より
 浅根型・・・大部分の根系分布が表層土壌にある型で、深い土層層での発達は極めて悪
 中間型・・・浅根型と深根型の中間の型で、根系分布が中層の深さにおよぶもの
 深根型・・・根系分布が堅密で通気不良で貧栄養の心土にも多いもの



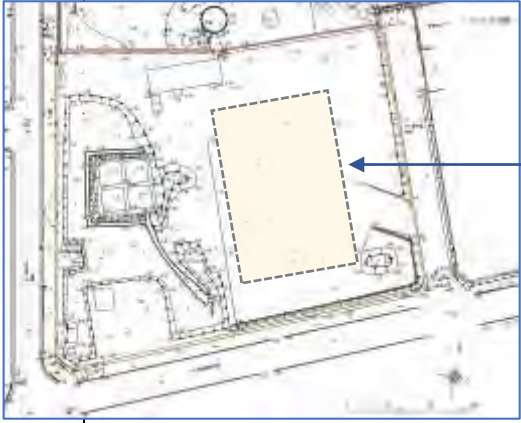

(2) 史跡の周辺環境を構成する要素

①本質的価値に密接に関係する要素


分類		名称	構成要素
指定 地外	地下部	環濠・貝層等の遺構及び包蔵される遺物 ・貝殻山貝塚をとりまく弥生時代初期の環濠の存在が想定される。	

②保存・活用に資する要素

分類		名称	構成要素
指定 地外	地上部	屋外倉庫	  <p>◆ 屋外倉庫 (17.2m×5.6m=96.3 m²)</p>
	地上部	体験水田	  <p>◆ 体験水田 (14.5m×14.5m=210 m²)</p>  <p>◆ 体験水田用排水施設</p>

地上部	駐車場		 <p>◆ 駐車場 (25m × 40m = 1,000 m²)</p>
-----	-----	---	---

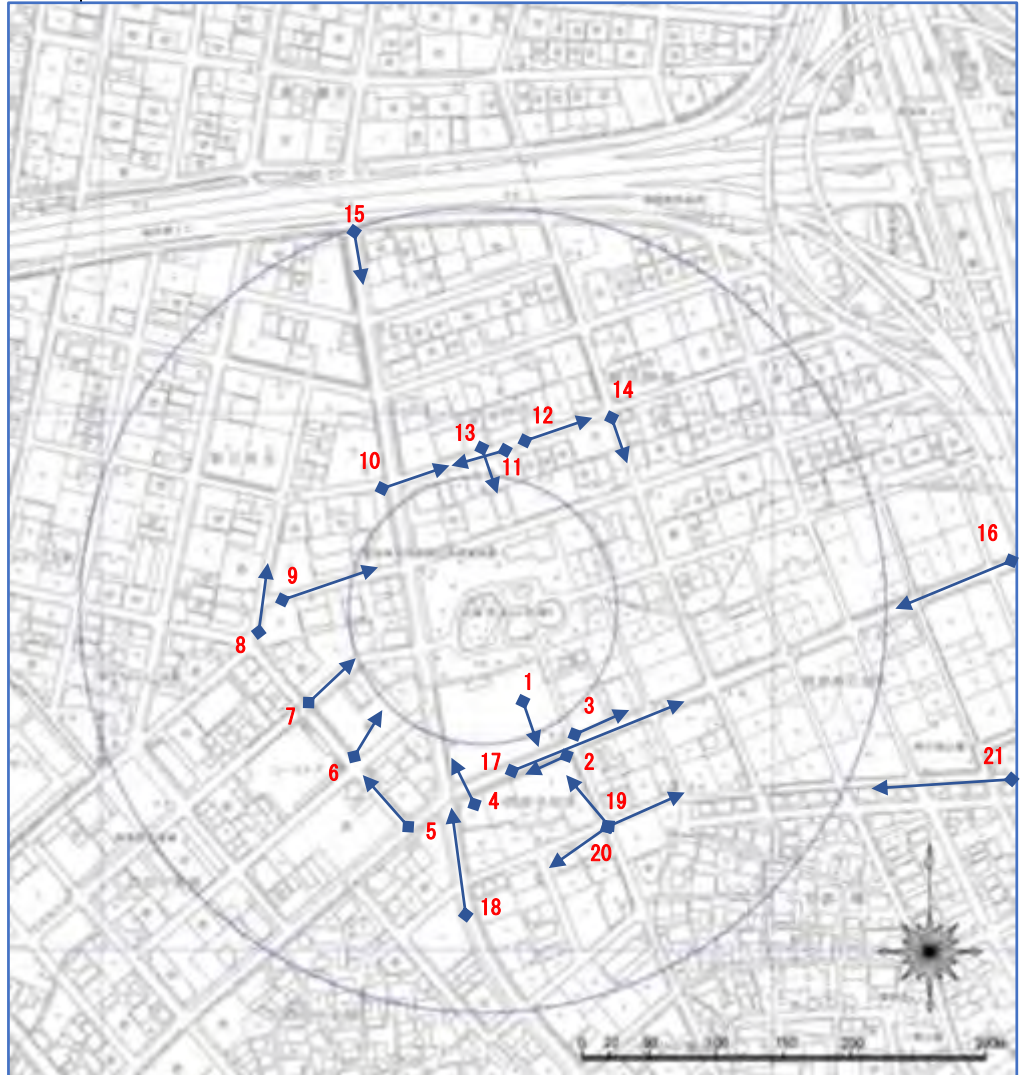
③本質的価値に関係しない要素

分類	名称	構成要素	
指定地外	建築物 地震観測施設		 <p>◆ 地震観測施設</p> <p>◆ 屋外倉庫</p>
地上部	工作物 フェンス 排水施設		 <p>◆ 駐車場用出入り口</p>  <p>◆ フェンス</p>

指定地外

地上部

周辺の状況



●写真-1 駐車場からみた南側は住宅地で一部田畑が残っている



●写真-2 右側が拡充整備予定地



●写真-3 左側が拡充整備予定地
道路が朝日遺跡の南限



●写真-4 右側が拡充整備予定地で
左側はほとんどが住宅地



●写真-5 戸建て住宅と集合住宅地
左はスーパー駐車場



●写真-6 右側奥が貝殻山
手前は用水路



●写真-7 集合住宅地の中に田畑が
残っている



●写真-8



●写真-9 奥の右側の緑が貝殻山北
西部（第3貝塚）



●写真-10 右端が貝殻山
道路から奥が朝日遺跡で道路が西限



●写真 11 写真 10 を反対の東側
から見る



●写真 12 朝日遺跡内には倉庫や
工場が多い



●写真-13 奥に見えるのが貝殻山



●写真-14 南側写真



●写真-15 水路が朝日遺跡の西限
道路左奥に見える緑が貝殻山



●写真-16 道路を挟んで右が朝日遺跡範囲、
左が未確認範囲（田畑が多い）



●写真-17 左端が拡充整備予定地



●写真-18 道路右側が朝日遺跡範囲



●写真-19 左側正面の樹林が貝殻山



●写真-20 右奥の樹林が貝殻山



●写真-21 高速道路から西側、手前の緑地は
角の城公園

(3) 現状の課題

①遺構を構成する要素に関すること

- 貝殻山貝塚第1貝塚頂上部において、土砂の流失が起こっている。

②保存・活用に有効な要素に関すること

- 資料館の施設・設備の老朽化。
- 資料館は大人数での利用ができず、展示等の設備も十分でない。
- 復元住居は、周囲がフェンスや樹木で囲われ、弥生集落としての景観を損なっている。
- 史跡に来ただけでは、弥生時代や集落の様子が十分にイメージできない。
- 貝塚等は外部から見ただけでは歴史的な価値が理解しにくく、また併設されている史跡・遺構の説明板は文字だけでわかりにくい。
- 学校等団体利用で、雨や日差しを防ぐ施設が不足しており、団体が説明を受けたり、体験学習等に利用するスペース、設備が十分でない。
- 朝日遺跡全体についての解説が足りない。遺跡のPR不足。
- 重要文化財等出土品の全体像をみることができない。
- 史跡へのアクセス、特に公共交通機関の便がわるい。

③管理上調整が必要な要素に関すること

- 屋外トイレの老朽化及び設備不良。
- 史跡内にふさわしくない構造物がある。
- 地下に埋設されている電線、給排水管等の劣化による、設備不良箇所が増えている。
- 高木が生長し、剪定等の管理が十分行えていない。
- 樹木によって視界が遮られるため、史跡地内の治安・防犯を懸念する声がある。
- 落葉樹の落葉が、周辺の水田・畑地、住宅地等に風で運ばれ迷惑をかけている。
- 当初弥生時代の植生を復元していたが、それ以外の樹木が増えている。

3 保存管理の方法

(1) 地区の設定

① A地区 史跡指定地区

- ・土地所有者及び管理者は愛知県。史跡の本体である貝塚、弥生時代初期の遺構・遺物を包蔵する地区である。

② B地区 史跡追加指定想定地区

- ・史跡貝殻山貝塚周辺において、環濠等弥生時代初期の遺構の存在が想定される地区である。

③ C地区 埋蔵文化財包蔵地区（朝日遺跡）

- ・史跡の指定地外であるが、弥生時代の遺構・遺物を包含する「朝日遺跡」の範囲である。道路、宅地、工場・倉庫、耕作地等様々な土地利用が行われている。

④ D地区 史跡周辺活用拠点地区（南隣接地）

- ・土地所有者及び管理者は愛知県。新資料館建設のために県が用地を取得し、発掘調査をした範囲である。これまで資料館建設を想定し拡充整備予定地としてきたが、朝日遺跡普及活用の拠点として史跡と一体的な整備が考えられる地区であることから、史跡周辺活用拠点地区とする。

⑤ E地区 埋蔵文化財包蔵地の可能性がある地区

- ・史跡の西側及び南隣接地の南側の地区である。これまでの発掘調査等の成果から弥生時代初期の遺構の存在が想定される② B地区だけでなく、埋蔵文化財包蔵地（朝日遺跡）の範囲が広がる可能性がある。

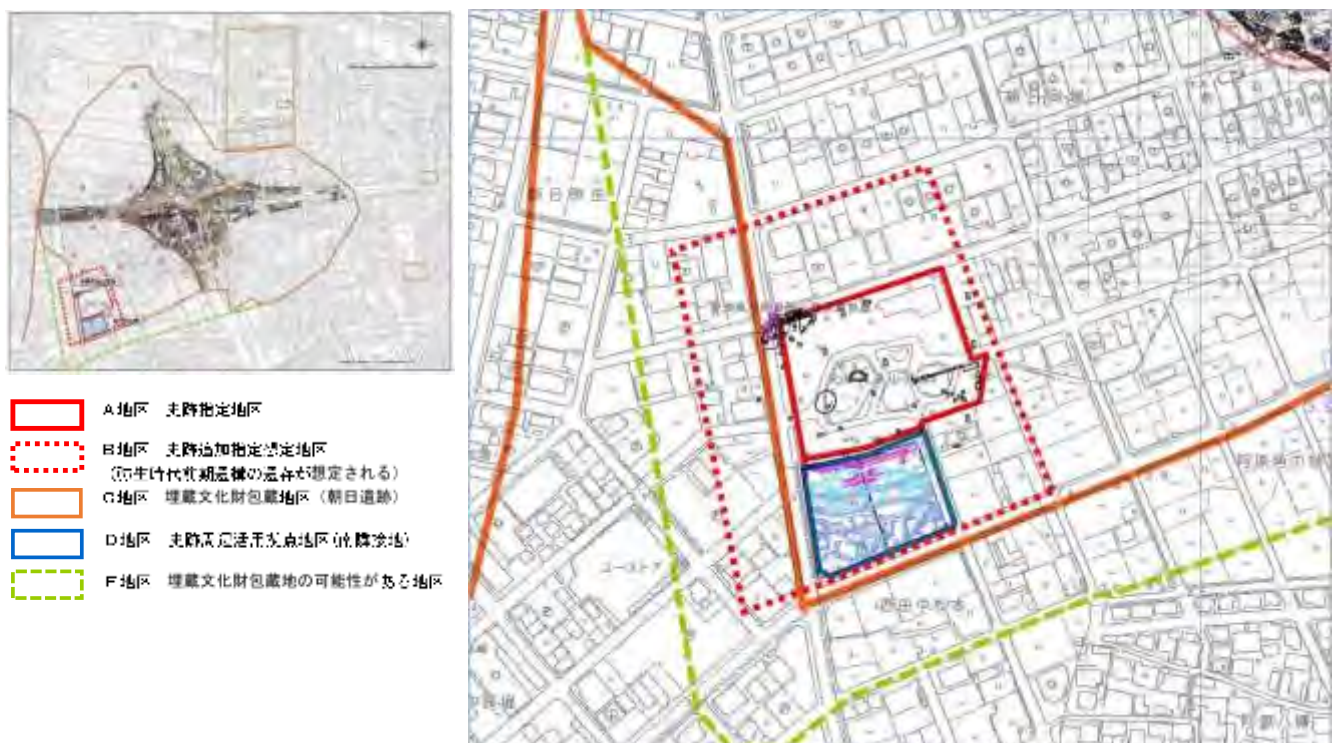


図-20 管理区分図

(2) 保存管理

① A 地区（史跡指定地区）

史跡指定地全体の管理としては、日常的・定期的な点検等によって遺構の保存が適切になされているかを確認する。除草・清掃等の日常的な維持管理は、愛知県が主体となっていくとともに、必要に応じて地域や学校等の協力を得る。災害・事故等が発生した場合、臨時の巡検を実施し、遺構等の毀損状況の把握に努めるとともに、速やかに応急的な処置及び安全上の措置を行う。

● 貝塚等遺構の管理

貝塚や遺物集中地点は盛土による保護がされている。これらの遺構の保護を第一とし、定期的な点検により、盛土等の損傷や流失について注意を払い、必要な保全措置を講じる。

将来的には、遺構等の確認調査を実施し、遺跡の実体に即した史跡整備を検討する。

● 史跡内の施設・設備等

新設や遺構等に影響を及ぼすような増築は原則として行わない。現況の資料館、屋外トイレ、パーゴラ等は定期的・日常的な点検により、施設・設備の維持・管理を図る。また、今後の総合的な整備計画に基づき、老朽化した施設・設備の撤去、史跡指定地外への移設を検討する。

復元住居については、周辺の樹木、柵等のあり方を見直し、史跡としての適切な修景を図ることとする。

● 樹木等の管理

昭和 40 年代の史跡整備から長時間が経過し、史跡地内の樹木の多くが高木化しており、根による地下遺構への影響、倒木等による遺構損傷のリスクが考えられる。また、樹木が密集化することによって、防犯上の懸念も生じている。

樹木・植栽については、調査に基づいて、長期的な植栽計画を策定し、今後の史跡整備に反映する。また、日常的にも剪定等適切な管理を講じる。

● その他の日常的な維持管理

日常的な維持・管理に関わる除草・清掃等については、貝塚資料館常駐職員等愛知県が主体となっていく。現在、地元高校の清掃活動なども行われており、今後、ボランティア等地域の住民も参加可能な管理のあり方も検討していく。

②B地区（史跡追加指定想定地区）

今後の調査成果に基づき、史跡貝殻山貝塚に関わる一体的な遺構であることが確認された段階で、遺構の保存措置を講じ、将来的に国の史跡指定を目指す。

B地区は史跡指定地に隣接し、弥生時代前期を中心とした集落の形成期に関わる遺構が想定される地区である。史跡の周辺では、過去に行われた発掘調査によって、弥生時代を中心とする溝、住居、貝層、墓等の遺構が検出されている。また、前述したように、史跡を取り囲むように弥生時代初期の環濠がめぐり、この時期の住居等の遺構が埋蔵されている可能性が高い。

現在の土地利用は、道路、宅地、工場、倉庫、耕作地等となっている。B地区の東側は埋蔵文化財包蔵地となっており、文化財保護法第93条・第94条により土木工事等を行う場合事前の届出・通知が義務づけられているが、西側の一部は埋蔵文化財包蔵地の範囲外となっている。

これらの地区での土木工事等の計画に際しては、清須市教育委員会と連携し、史跡に準じる地区として慎重に対処し、必要な発掘調査を実施するとともに、地下の遺構に影響のない工法をとるなど可能な限り事業者への理解を求める。また、史跡に関連・隣接する包蔵地として、地権者や住民の同意にもとづき、遺跡の範囲確認調査を実施することが必要である。

③C地区（埋蔵文化財包蔵地区）

指定地以外の埋蔵文化財包蔵地であり、いわゆる朝日遺跡の範囲に相当する。

現在の土地利用は、道路、宅地、工場、倉庫、耕作地等となっており、文化財保護法第93条・第94条により土木工事等を行う場合事前の届出・通知が義務づけられている。これらの届出・通知に際しては、市教育委員会と連携し、史跡に準じる地区として慎重に対処し、地下の遺構に影響のない工法をとるなど可能な限り事業者への理解を求める。

④D地区（史跡周辺活用拠点地区）

すでに拡充整備予定地として発掘調査が行われ、県有地となっている地区である。

史跡貝殻山貝塚及び朝日遺跡の活用拠点として、A地区（史跡指定地区）と一体的な整備を検討する。

⑤E地区

現状では周知の埋蔵文化財包蔵地の範囲外であるが、これまでの発掘調査により遺構等が存在する可能性のある地区である。

土木工事等に際し文化財保護法による届出・通知は必要ないが、包蔵地に準じる地区として、試掘調査、工事立会等の協力を求め、遺構・遺物等が確認された場合には、速やかに包蔵地として登録していくものとする。

4 現状変更等の取扱い

(1) 現状変更等の取扱い方針

①現状を変更する行為

1) 現状変更等の許可申請の対象となる行為

「文化財保護法」(以下「法」という)第125条に基づくもので、以下のに定められている。

- (現状変更等の制限及び原状回復の命令) 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

②現状変更等の内容

1) 現状を変更する行為

現状を変更する行為とは、現状の物理的変更を伴う全ての行為のことであり以下のようなものがある。

- a. 発掘調査等学術調査
- b. 建築物・工作物の新築や設置・改築や改修・除却など
- c. 土地の掘削、切土・盛土等土地の形状変更
- d. 樹木の伐採・植栽

また、災害・事故等でき損が生じた際に応急的かつ緊急的に復旧を行う場合は、「き損届」(「法」第118条)や「復旧届」(「法」第127条)を文化庁長官に届け出なければならない。なお、き損以前の状態に復旧する行為以外に改善等の措置を含めて工事を行う場合は、現状変更の対象となる。

2) 保存に影響を及ぼす行為

物理的に現状に変更を及ぼす行為ではないが、史跡保護の観点から見て将来にわたり支障を及ぼす行為をいい、本史跡のように地下遺構が浅いと考えられる場合は、重量物の積載による通行や振動を与える行為を行うことが考えられる。

③現状変更等の取扱いの原則

史跡の適正な保護のために、史跡指定地においては、発掘調査等学術調査、史跡の保存管理及び整備活用上必要なもの以外の現状変更等は認めないことを原則とする。

④現状変更等の許可が不要な行為

「法」第125条にはただし書きがあり、以下のア～ウについては、許可不要行為とされている。

- ア 維持の措置
- イ 非常災害のために必要な応急措置
- ウ 保存に影響を及ぼす行為で影響の軽微なもの
- エ 維持管理

アについて

- 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則（昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号）第4条（維持の措置の範囲）に措置の範囲が定められている。

⑤現状変更等に関する手続きの流れ

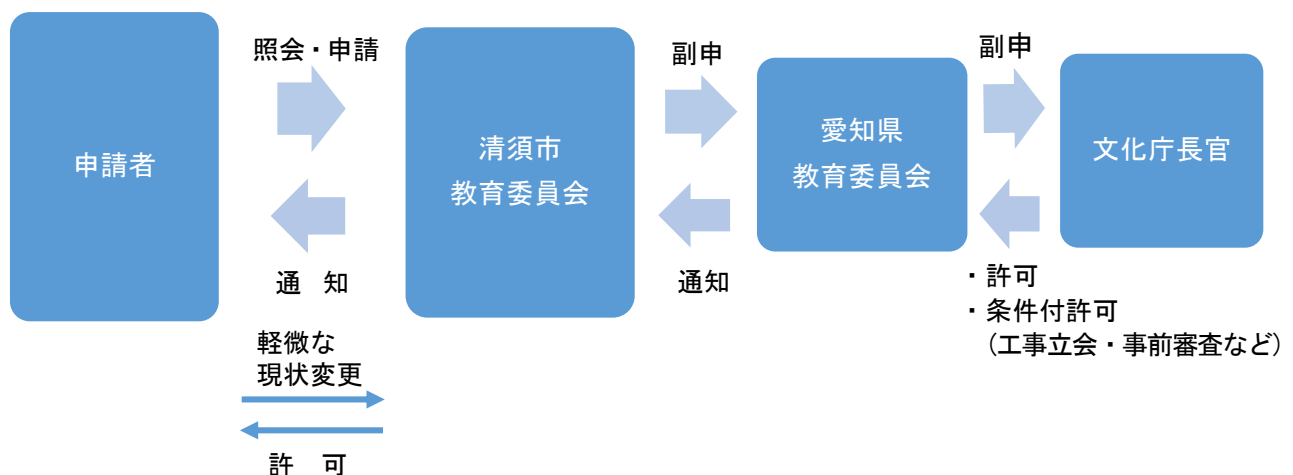


図-21 現状変更等に関する手続きの流れ

関連法令

- 1.文化財保護法（昭和25年5月30日法律第214号）
- 2.特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請に関する規則（昭和26年7月13日文化財保護委員会規則第10号）
（最終改正：平成27年12月21日文部科学省令第36号）
- 3.文化財保護法施行令（昭和50年9月9日政令第267号）
- 4.文化財保護法施行令第5条第4項第1号イからりまでに掲げる史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可の事務の処理基準（平成27年12月21日文部科学省令第36号）
- 5.記念物に係る現状変更の事務処理方法の変更について（平成23年4月1日記念物課長通知 23財記念第5号）
- 6.文化財保護法施行令及び地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成27年12月16日政令第418号）

(2) 貝殻山貝塚の現状変更の種類と取扱い

第3章保存管理の3(1)で定めた地区の設定のA地区にあたる史跡指定地である貝殻山貝塚では、下表の現状変更等の取扱いを行うこととする。

表-6 現状変更等取り扱い基準

現状変更の種類		取扱い	許可区分
発掘調査	保存活用のための発掘調査	保存活用に資する場合、地下の遺構への影響を最小限にとどめる範囲で認める。	文化庁長官
建築物 工作物	新規建築物	原則として認めない。	—
	既存建築物 資料館、屋外トイレ、パーゴラ、復元住居等	原則として建替、増築は認めない。撤去の場合は遺構に影響を与えない工法を用いる。	文化庁長官
	新規工作物	史跡の保存活用に資する場合、地下の遺構に影響を与えない範囲で認める。	清須市教育委員会
	既存工作物 外灯、電気・水道等 地下の埋設物等	史跡の保存活用に資する場合、地下の遺構に影響を与えない範囲で認める。 既設物の改修・撤去を行う場合、地下の遺構に影響を与えない工法を用いる。	文化庁長官
その他の 構造物	史跡の活用に関わる構造物 説明板等	史跡の保存活用に資する場合、地下の遺構に影響を与えない範囲で認める。	清須市教育委員会
	史跡の管理に関わる構造物 案内板、園路、フェンス等、外構等	史跡の保存活用に資する場合、地下の遺構に影響を与えない範囲で認める。	清須市教育委員会
樹木 植栽	樹木の伐採・伐根等	史跡の保存活用に資する場合、地下の遺構に影響を与えない範囲で認める。	清須市教育委員会
	植栽	史跡の保存活用に資する場合、地下の遺構に影響を与えない範囲で認める。	清須市教育委員会
	日常的な管理に関わる樹木の枝打ち、除草等	許可不要。必要に応じて実施する。	—
その他	安全確保のための柵・表示板等の設置	許可不要。必要に応じて実施する。	—

表-7 今日までの現状変更の取扱い履歴

年度	条文	現状変更等内容	申請者名	申請年月日	文化庁番号等	許可年月日	備考
S47	法80	県資料館建設工事にかかる発掘調査、盛土工事		S47. 5. 4			
S48	法80	資料館建設(公園整備)		S48. 1.30	委保第4の108号	S48. 2.15	
H 3	法80	公園整備	愛知県教育委員会 教育長	H 3.12.20	委保第4の1230号	H 4. 1.23	パーゴラ、簡易舗装
H10	法80	工所用現場事務所設置	名高土木株式会社 取締役社長 船原久尚	H10. 6.29			新資料館予定地の整地工事関係
H10	法80	仮収蔵庫設置	財団法人愛知県埋蔵文化財センター 理事長 塩見修哉	H11. 7. 8	委保第4の592号	H10. 8. 3	新資料館予定地の発掘調査出土品保管庫
H11	法80	倉庫設置	愛知県埋蔵文化財センター 所長 布施威治	H11. 4. 1			
H12	法80	倉庫設置	愛知県埋蔵文化財センター 所長 布施威治	H12. 3.30			
H14	法80	防災無線子局の設置	清洲町長 花木和彦	H14.12. 9		H14.12. 9	軽微な現状変更(県で許可)
H24	令5	既設給水管の改修	愛知県知事 大村秀章	H25. 2.12		H25. 2.14	軽微な現状変更(市で許可)
H24	令5	身障者用仮設トイレの設置	愛知県知事 大村秀章	H25. 3. 8		H25. 3.13	軽微な現状変更(市で許可)

5 朝日遺跡との関係

貝殻山貝塚を中心とした弥生時代初期の居住域は、弥生時代中期以降、さらに大きな集落「朝日遺跡」へと発展した。史跡貝殻山貝塚の本質的価値は、朝日遺跡と不可分なものであり、今後朝日遺跡全体についても適切に保存及び活用を講じていく必要がある。

これまでの朝日遺跡の発掘調査は、清洲ジャンクション等道路建設にともなうものが中心で、その周辺部の遺跡の実態は不明な点が多かった。近年、名古屋市教育委員会による市営住宅の発掘調査により遺跡北東部にも居住域、墓域が広がっていることが明らかにされている。この範囲は、従来は遺跡範囲に含まれていなかったが、現在では市営住宅の範囲を埋蔵文化財包蔵地としており、土木工事等を行う際には文化財保護法による届出・通知が必要である。発掘調査、工事立会の結果に基づき、遺構、遺物の出土範囲を精査し、遺跡の範囲についても随時見直しを図っていく必要がある。

また、清須市域については、清洲ジャンクションの北西部及び南西部の遺跡の実態がよくわかっていない。ジャンクション北西部は、多重環濠を擁する北居住域及び西墓域が広がっているとみられる重要な場所である。南西部は南居住域及びこれにともなう墓域の存在が想定されるが、貝殻山貝塚周辺をのぞいて、遺跡の実態は明らかになっていない。土木工事等に際しては、文化財保護法による届出・通知を徹底するとともに、地下の遺構に影響のない工法をとるなど遺跡の保護について可能な限り事業者への理解を求めていく。また、過去に行われた発掘調査や工事立会の結果を精査するとともに、機会を捉え遺跡の範囲確認調査を行うことで、遺跡の実態把握に努める。

第4章 整備活用と今後の展望

1 整備活用の基本方針

(1) 整備活用の必要性

史跡貝殻山貝塚は、遺構の全体像は明らかにされていないが、過去の調査成果や周辺の調査成果から、弥生時代初期の遺構が遺存しているとみられる。また、弥生時代の巨大集落朝日遺跡の一部であり、最初に集落が形成され、ここから朝日遺跡が広がっていったという重要な場所でもある。しかし現状は、地下の遺構である貝塚が盛土により保護されているだけで、朝日遺跡との関係性や重要性が十分認識できる状況とは言いがたい。

史跡地内に設置された貝殻山貝塚資料館は貝殻山貝塚を対象に建設された資料館であり、膨大な遺物や多くの発掘資料を持つ朝日遺跡の公開施設としては機能面や規模的にも十分とはいえない。また、現資料館は築40年と施設の老朽化や狭隘化等の問題も抱えているが、史跡地内という性格上、現施設の改築・増築等の拡張は認められていない（第3章保存管理）。このような状況下で、隣接する南側敷地（D地区）に新資料館の拡充整備が計画されている。

国史跡として現状の地下遺構の保全は当然であるが、現状では本来の集落の様子をイメージすることがきわめて困難である。史跡指定後に判明した貝殻山貝塚の重要性や価値をより分かりやすく理解してもらうためには、隣接地に計画している新資料館と連携しつつ、役割を明確にしながら、国の史跡指定地としての活用を図っていくことが求められる。

(2) 基本方針

整備活用の対象範囲は、基本的には県有地である貝殻山貝塚（A地区）と史跡周辺活用拠点地区の南側敷地（D地区）とする。また、埋蔵文化財包蔵地である朝日遺跡範囲（C地区）も見学ルートなどのネットワーク的活用を推進し、関係する清須市や名古屋市との連携を図りながら計画していく。

①史跡の本質的価値を構成する要素の保存

地下の遺構・遺物を保護し保存を図ることを第一とする。昭和50年の史跡整備では、地表面から約0.5～1mの盛土を施すことで地下の遺構面を保護しているが、引き続き十分な保護層を確保することで遺構を保全するとともに、整備活用時に地下の遺構に影響をあたえない工法を検討採用する。

②調査成果に基づいたわかりやすい整備

現状では史跡及び現存する遺構についての解説が少なく、来訪者にとってわかりに

くいものとなっている。貝塚等の遺構を明示的に表示するとともに、これまでの調査及び研究の成果を活用し、写真等ビジュアル的にわかりやすい表現を検討するとともに、AR技術などスマートフォン等の端末に対応した情報提供の仕方についても検討する。

③既存施設の見直し

既存資料館は、新資料館との役割や機能分担を明確にし、当面の間活用する。

屋外トイレ、パーゴラ、外灯等の老朽化した施設は、地下遺構に配慮しながら計画的に撤去・改修していく。

④樹木・植栽の管理

史跡内の樹木等の管理は、中長期的な管理計画と日常的な維持管理の両方が必要となる。本計画ではD地区の新資料館整備にあわせた一時的な樹木の管理計画と将来的な植生の検討の二段階に分けて計画を示す。

整備にあたっては、地下遺構の保護と史跡内の見通しの確保及び防犯上の観点から、大きく茂りすぎた樹木は伐採や剪定等を行う。一方、地域の自然景観としてとけこんでいる史跡縁辺の樹木や朝日遺跡・弥生時代に利用されてきた樹種については今後も保全していく。また、外来種等史跡になじまない樹木は伐採を検討する。

⑤資料館の整備と調査成果・出土品の活用

史跡南隣接地の史跡周辺活用拠点地区（D地区）には、朝日遺跡の調査成果及び重要文化財を始めとする朝日遺跡出土品を保存活用する新資料館を整備し、史跡の管理・活用の拠点施設とする。また、これまでに実施された発掘調査の成果を積極的に活用する。

⑥地域との連携

地域に開かれた史跡として地元住民の理解をえるために、史跡を活用した催し物の開催、史跡のガイドや維持管理に関わるボランティアの育成等を検討し、史跡の活性化に努める。

2 整備活用

史跡貝殻山貝塚を、地域の歴史資産として活用し、また、今日までの調査研究成果を反映した魅力ある史跡として活用するために、現況の土地利用の見直し、施設、植栽などのリニューアルを行う。

整備にあたっては、史跡指定地区（A地区）、史跡周辺活用拠点地区（D地区）について検討し、朝日遺跡全体を含めた活用を進める。



図-22 土地利用計画図

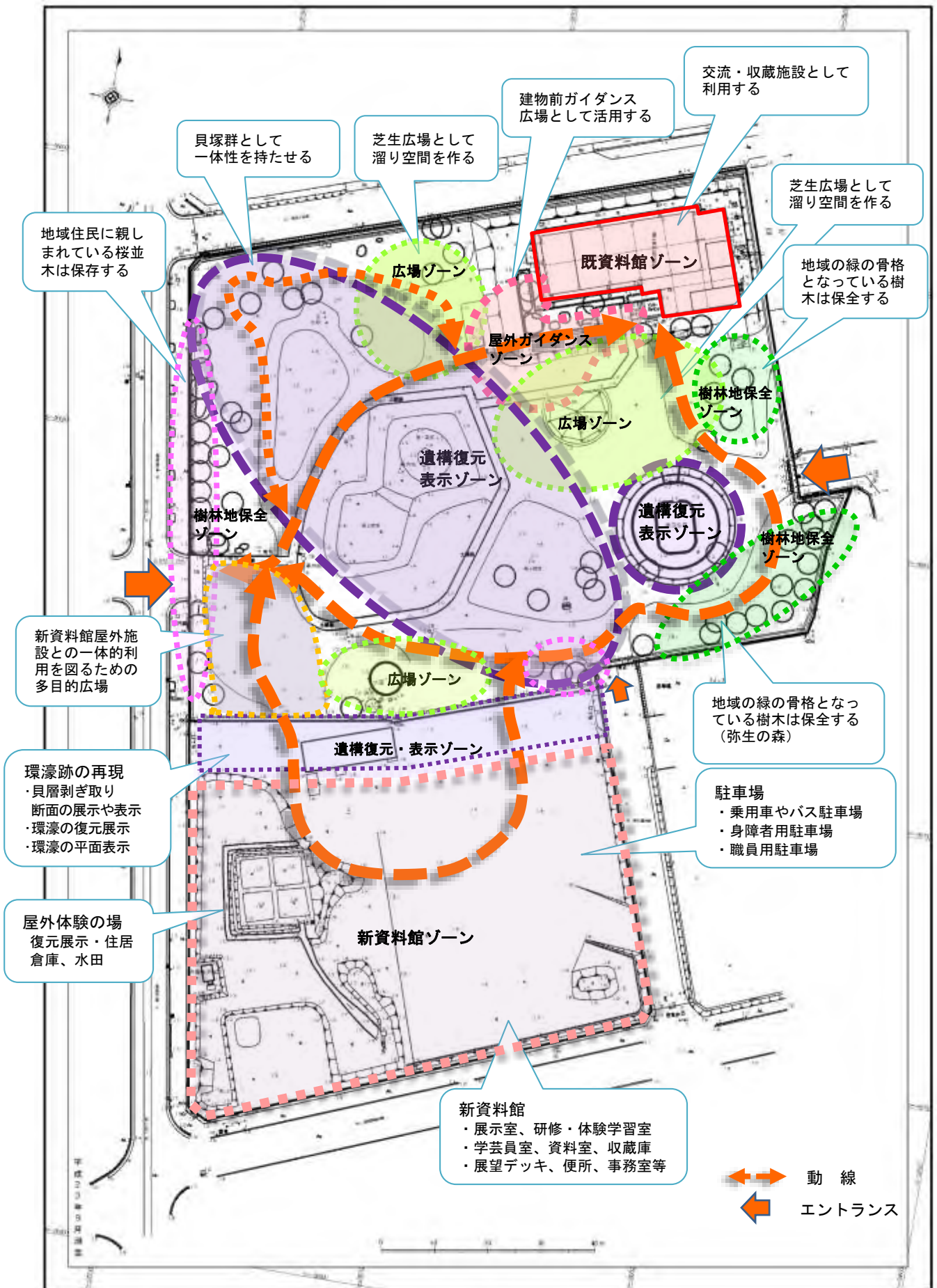


図-23 土地利用計画概要図

(1) 土地利用計画について

対象となるのは、史跡指定地区（A地区）と史跡周辺活用拠点地区（D地区）である。

ゾーニングは、①遺構表示・復元ゾーン、②現資料館ゾーン、③屋外ガイダンスゾーン、④広場ゾーン、⑤樹林地保全ゾーン、⑥新資料館ゾーン、に分ける。

このうち、⑥新資料館ゾーンには、新資料館及びその駐車場等の外構、復元・体験ゾーンとして整備する部分を含むが、この詳細については「貝殻山貝塚資料館拡充整備基本構想」において別に示すものとする。

史跡周辺のフェンス等の外構を見直す。史跡への動線は、現状の史跡西入口、東入口を歩行者用のメインエントランスとするとともに、新資料館ゾーンを含む動線を新たに整備する。

(2) 整備活用計画

整備活用計画の概要について示す。

①遺構復元ゾーン

貝塚；第1～4貝塚は、貝塚群としての一体性をもたせた整備を行う。特に現在その存在がわかりにくくなっている第3貝塚を明示的に表現する。

貝塚についてわかりやすい説明板を整備するとともに、各貝塚のサインを設置する。この範囲の樹木・植栽は伐採等により撤去する。

復元住居；住居周りの植栽・フェンスを撤去し視認性を確保するとともに、復元住居の概要がわかる解説板を設置する。

環濠の復元・表示；D地区で検出された環濠とみられる溝は、史跡貝殻山貝塚の弥生時代前期集落としての性格を物語る重要な遺構であることから、この遺構を平面的に表示するとともに、その解説を記す。遺構の一部は環濠本来の状況を復元展示するなどし、また、遺存状況が良好な貝層の表示手法についても検討する。

②現資料館ゾーン

現資料館については、内部の最低限の改修を行い、ボランティア等の交流サービス、貝殻山貝塚等の出土品の収蔵施設として利用する。現資料館は史跡指定地内に建つ施設であるため、将来にわたる持続的利用は困難である。その点に留意しつつ整備計画を進めていく必要がある。

③屋外ガイダンスゾーン

現資料館前を史跡全体のガイダンス用広場として活用する。

④広場ゾーン

貝塚周辺の平坦な部分を広場として確保し、学校等団体来館者用のスペース、

学習等のスペースとして活用する。現在史跡内に設置されている屋外トイレ、パーゴラは撤去し、⑥新資料館ゾーンにその機能を移す。

⑤樹林地保全ゾーン

地域の緑の骨格となっている樹木を保全する。

カシ、クス、ケヤキ等弥生時代において建築材や木製品の原材として活用されてきた樹木にはサイン・解説を付し、来訪者の史跡への理解を補助する。計画的に伐採、剪定した木材は、体験学習や復元ゾーンにおいて有効に活用することを検討する。

⑥新資料館ゾーン

新資料館ゾーンには次の施設を整備する。

新資料館；朝日遺跡出土品を保管・展示するとともに、朝日遺跡に関する情報発信、学習のための拠点的な施設として整備する。

駐車場；施設来館者のために必要な駐車場を整備する。

体験弥生ムラ；新資料館と史跡との間に、竪穴住居・倉庫・水田と畑・墳墓等の施設を再現し、弥生時代の生活空間を整備する。資料館における屋外展示空間とするとともに、体験学習や地域における参加型の講座の舞台として整備活用を図る。

(3) 樹木の整備計画

既存樹木の取扱いについて、下記の方針に基づき、史跡地内樹木の整理を行う。

①貴重な地下遺構を保存するため、必要な樹木管理を行う。

遺構遺存の可能性が高いことから、特に深根性樹木は注意が必要となる。

②史跡としてふさわしくない樹木は伐採する。

弥生時代を中心とした史跡であることから、外来種は伐採し、新たに植栽する場合は朝日遺跡等での発掘調査や研究成果を活かした樹木を導入する。但し、園地としての季節感や華やかさもある程度は必要であり、建物周りや入口周辺部には花木の導入も計画する。

③貝塚や復元住居などの遺構をわかりやすく見せるという観点から、周辺の樹木は整理する。

④周辺景観を配慮して、緑の骨格となっている樹木は保存する。

西側の桜並木は保存する。但し、病気にかかったものや成長の悪いものは伐採し、ヤマザクラ等の在来種に更新していく。

クスノキやシラカシなど巨木化した樹木は、可能な限り残す。

⑤史跡内の保安性を確保するため、樹木の整理をする。

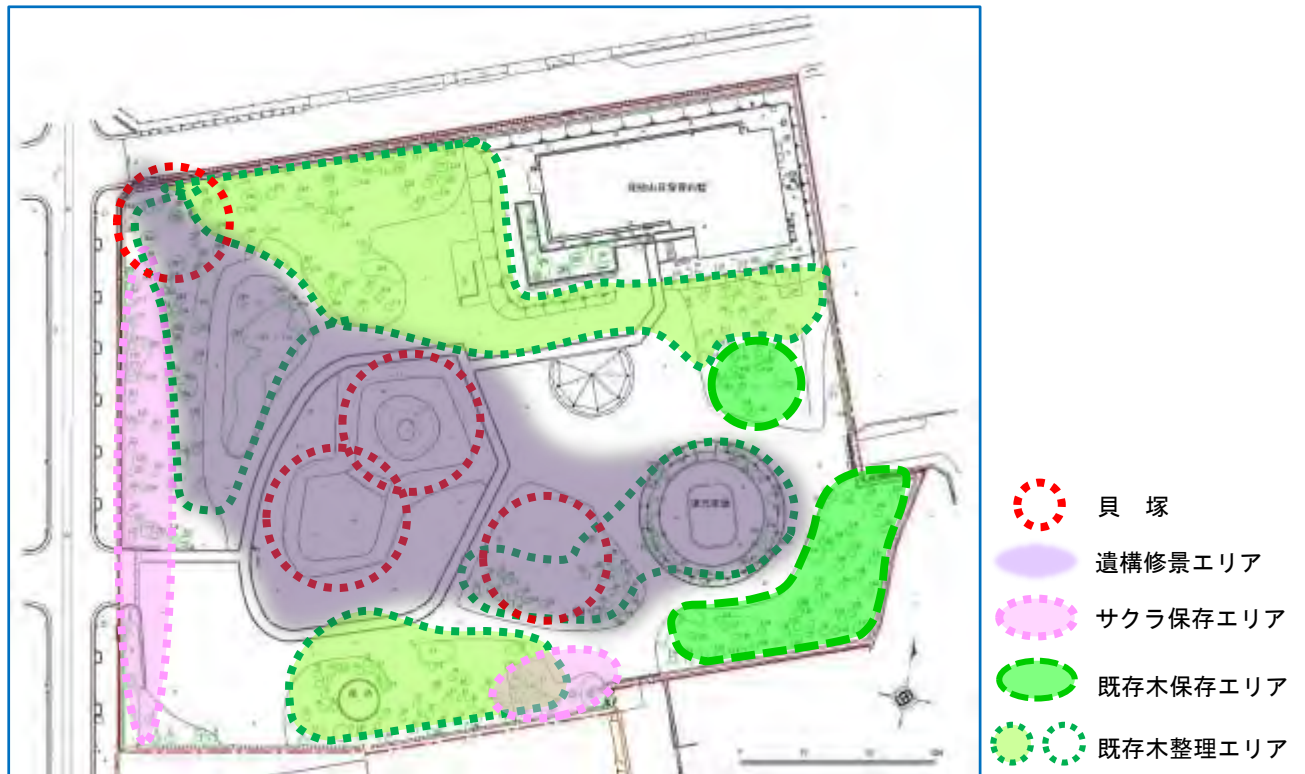


図-24 樹木整備構想図

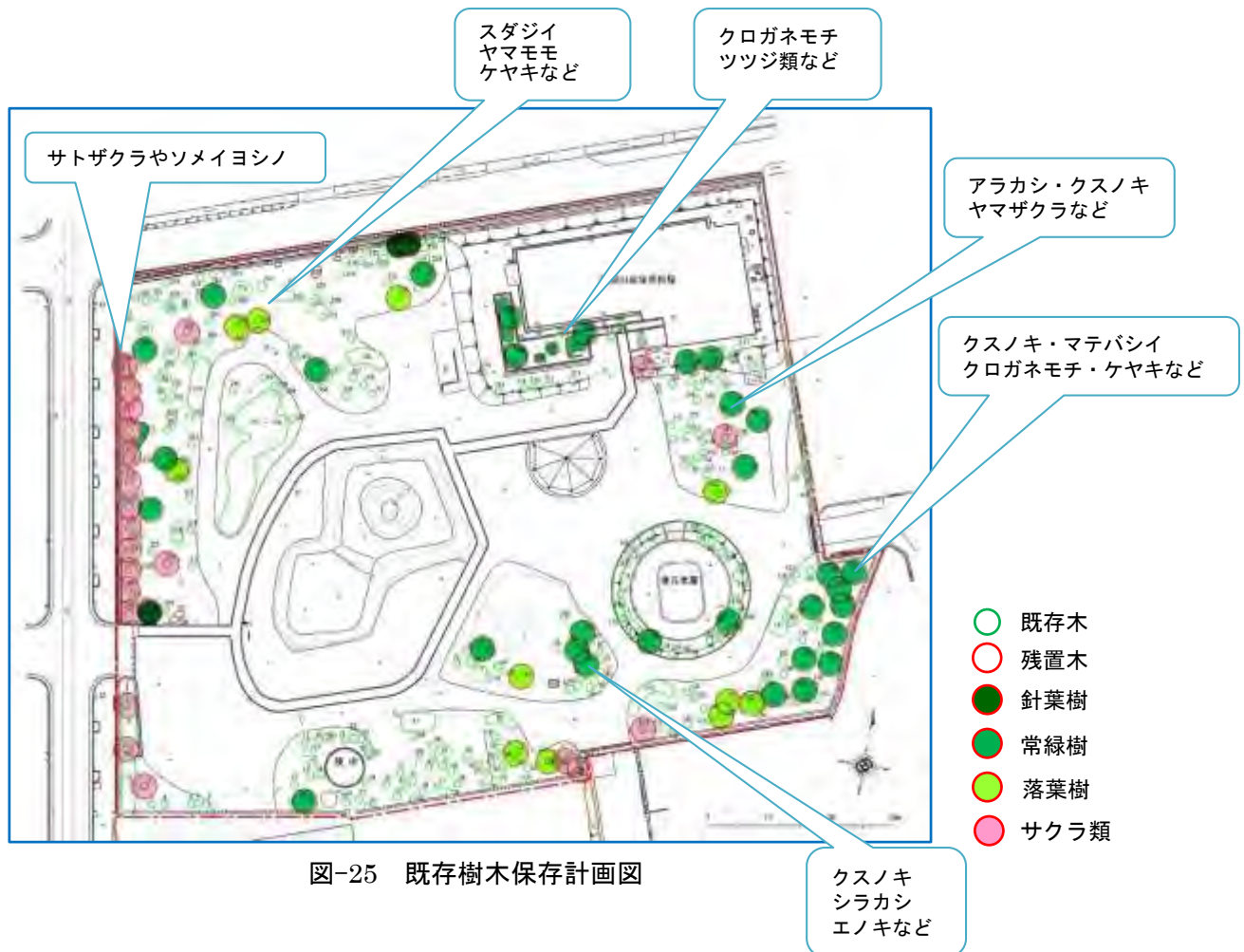


図-25 既存樹木保存計画図

◆ 樹木管理の例

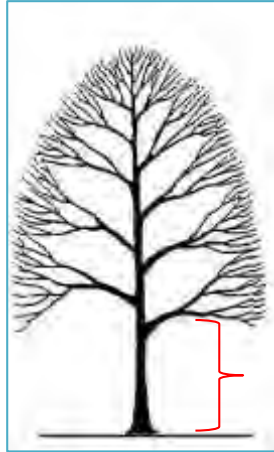
- 地下遺構の保護と史跡内の見通し確保のための管理
- 健全な樹木生育のための管理



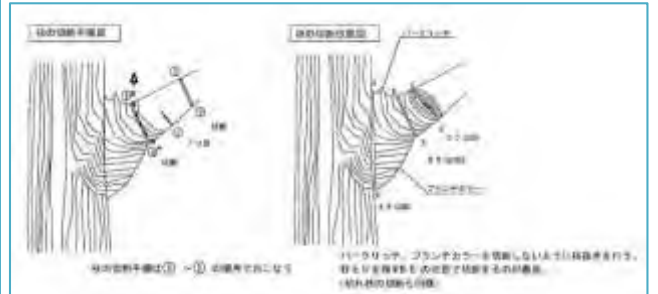
剪定前と剪定時



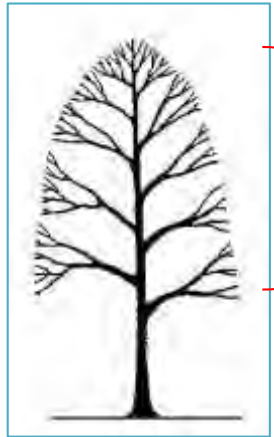
剪定後



適正な剪定する



1.8~2mを目安に下枝を剪定する



- ・ 5年を目安に枝透かしを行う
- ・ 自然樹形を維持した樹冠縮小剪定を行う



- ・ ツツジ類などの寄せ植えは、50cm程度を目安に剪定する
- ・ 自然樹形が美しいものは樹形を活かし、枯れ枝抜きや枝透かしなどの剪定を行う




新資料館整備に合わせた整備計画では、既存の樹木を整理することで、当面の史跡としての修景を図ることとするが、残置木のなかには、園芸種や外来種など弥生時代の植生としてはふさわしくない樹木も含まれている。これらについては、長期的な管理の中で、更新時に他の樹木に置き換えるなどの措置を図ることとしたい。史跡西側のサクラ保全ゾーンの既存木はサトザクラやソメイヨシノなどの園芸種であるが、将来的にはヤマザクラなど在来種に置き換えていくことを検討する。

樹木の剪定等の管理については、将来のあるべき史跡としての姿を想定した管理を行うことが必要である。例えば高木は地面から1.8mから2m程度までの枝を落とし、見通しを良くすることで園地内の防犯に配慮する。その際枝落しは二度切をするなど、樹木本体への影響を軽減した剪定を行う。また、5年を目安に大枝抜きなどの樹木管理を行ない、現況樹木の樹形の維持と健全な育成を図る。伐採はなるべく地際で行い、萌芽を見つけたら適宜摘み取るなど、日常的な維持管理から10年、20年後の目指す景観や樹林の姿を考えた樹木管理が必要である。

(4) 朝日遺跡及び周辺の歴史遺産との接続

主に新資料館の展示等により、史跡指定地と朝日遺跡との関係が理解しやすいよう工夫する。また、現在朝日遺跡の発掘調査地は道路・ジャンクション等が建設され、主要遺構や重要な出土品に関する情報を現地で確認することはできないが、遺跡案内図等により、現在の地図と弥生時代の集落との関係を示すことも必要である。また、国・県・市の関係機関・部局との調整が必要になるが、将来的には現地に説明板・サイン等を設置することで、現地をめぐりながら遺跡の広がりを実感できるような散策ルートを設けることも有効である。この際、GPSやAR等の情報技術を用いた情報提示も積極的に活用する。

史跡が所在する清須市には、清洲城や美濃路に関連した戦国時代から江戸時代にかけての歴史遺産も数多く存在し、これらを目的に当地を訪れる観客も多い。史跡貝殻山貝塚及び朝日遺跡も、時代は異なるものの地域を構成する重要な歴史遺産であることから、複数の文化財を接続するコースや活用モデルを設定することで、相互に利用者が訪れやすくなるよう工夫することも重要な施策である。

-  埋蔵文化財包蔵地
-  見学ルート
-  市境界線

⑨北居住区(多重環濠)



・多重環濠遺構



・ヤナ跡

・銅鐸の鑄型



⑧銅鐸鑄型出土地点



・大型方形周溝墓



⑦東の墓域(大型方形周溝墓)



⑩乱杭・逆茂木



・旧河道の乱杭列



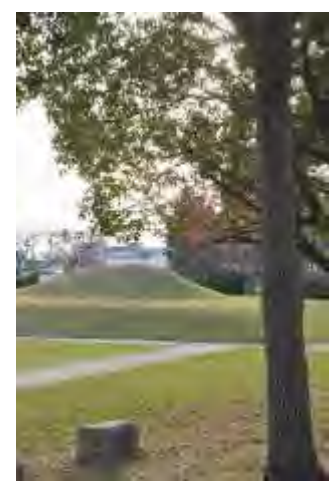
⑪西の墓域



・方形周溝墓



①貝殻山貝塚資料館



・円窓付土器



②南墓域



・巴形銅器



④巴形銅器出土地点



・朝日銅鐸



③朝日銅鐸出土地点



図-26 朝日遺跡見学ルート

3 運営及び体制

史跡貝殻山貝塚及び貝殻山貝塚資料館は、愛知県教育委員会事務局の文化財保護室が直接管理している。史跡指定地はすべて県有地となっており、維持管理は主に巡回・点検、除草、清掃等の定期的な作業が中心となる。当面は現行どおり文化財保護室が管理主体となるが、将来的に隣接地に新資料館が整備されれば、新施設の運営主体が史跡の管理運営を一体的に行っていくことが合理的であろう。この際、これまで検討してきた保存管理計画の趣旨に基づき、適切に史跡の保護が図られる必要がある。また、展示・普及等の資料館の活動に必要な人員はもとより、史跡の維持管理業務に必要な人員を配置することが求められる。

これまで史跡の運営には地元自治体や地域住民の関与はあまり強くなかった。このため、史跡への周知の度合いや地域住民の愛着は、決して高いものではなかった。

今後の史跡の運営では、ボランティアの育成や地域と連携したイベント等の企画により、地域住民がより積極的に史跡の活用に関わることができる場を創出していくことが肝要である。さらに今後整備される資料館では、継続的な講座の開催等により地元住民への普及活動を促進するとともに、体験学習やガイドボランティアの活用など、地域・市民の参画の場を提供していくことが重要な役割である。

4 今後の展望と対応

(1) 史跡の確認調査

昭和 50 年の貝殻山貝塚資料館開館と史跡整備以降、史跡指定地内での発掘調査等が行われておらず、指定地内の貝塚等遺構の実態についてはなお不明な点が多い。本計画で提示した史跡の整備活用も現地の発掘調査成果に基づくものではなく、あくまでも環境整備的な性格のものである。史跡そのものの歴史的な価値に基づいた保存管理及び整備活用を図るうえで、史跡地内の遺構等の確認調査は不可欠である。

また、「第 3 章保存管理」で設定した B 地区（追加指定想定地区）は、近年市街地化が進み、現在は倉庫・工場・住宅・耕作地等がモザイク状に入り組んでいる。弥生時代初期の集落の広がり把握し、積極的に保護を図っていくためにも、早急に範囲確認調査を実施し、調査成果に基づいて追加指定等必要な保護措置を講じていく必要がある。

(2) 保存管理計画の見直し

今後、状況の変化に伴い、保存管理計画の見直しの必要性が生じた場合には、当計画の再検討を行い、史跡の保存管理に万全をつくすものとする。また、(1) 史跡の確認調査の成果を積極的に保存管理計画に反映していく。

(3) 朝日遺跡の実態把握と保存

保存管理において述べたように、史跡周辺については、史跡指定地と関連した弥生時代初期の遺構・遺物の広がり留意しつつ、清須市と県教育委員会が連携して遺跡を保護していく必要がある。

一方、朝日遺跡については、これまでの愛知県教育委員会関係の発掘調査、名古屋市及び清須市による発掘調査によって、弥生時代を代表する規模、質をもった集落遺跡であることが明らかにされてきた。しかし、これまでの調査は主に開発に伴う事前調査であり、保存を目的とした範囲確認調査は行われておらず、遺跡の広がりも正確に把握されていないのが現状である。

朝日遺跡は複数の行政区にまたがり、一部では市街地化が進んだこともあり、遺跡の保護には多くの課題がある。まず、遺跡の実態を把握するために、県・清須市・名古屋市が連携し、これまでの調査記録について情報を共有し、適切な保護が図られるよう体制を整備する必要がある。また、範囲確認調査による遺跡の実態解明、重要な範囲の史跡指定についても文化財保護部局として今後取り組むべき重要な課題である。集落の北居住域と考えられている場所（清須市春日）は、現在農業振興地域となっており他に比べ市街地化はそれほど進行していない。これまでの調査成果に照らして、この範囲には弥生時代中期から後期にかけての重要な遺構・遺物が埋蔵されている可能性が高いことから、範囲確認調査の実施及び遺構の保存などの施策を講じていく。

資料編

1. 指定等に関する資料

○県史跡の指定 愛知県教育委員会教育公報第 780 号

愛知県教育委員会告示第 26 号

愛知県文化財保護条例(昭和 30 年愛知県条例第 6 号)第 29 条第 1 項の規定により、愛知県指定史跡および愛知県指定天然記念物を次のとおり指定する。

昭和 43 年 11 月 4 日

愛知県教育委員会委員長 渡辺捨雄

1 愛知県指定史跡

名称； 朝日貝塚 1 貝殻山 2 検見塚

面積； 1 89.1 m² 2 224.4 m²

管理者； 清洲町長

所在の場所； 1 清洲町大字朝日字二反地 1113 2 同字灰肥 1268

指定理由

本遺跡は、県下にある弥生時代の貝塚を代表する。尾張地方は、前期弥生時代に九州を起点として伝播した稲作農耕文化分布圏のほぼ東限とされ、貝殻山貝塚はそのような意義を最も象徴的に示す遺跡であり、愛知県では弥生時代最古の段階（貝殻山式）から中期初頭までの土器などを 1 2 層に堆積された貝層の中に包含し、文化の変遷過程をよく示している。

また、検見塚貝塚では、50 cm ほどの厚さの混土貝層から弥生時代中期から後期の遺物を出土する。

この 2 遺跡の遺物包含層は、周辺の水田地下にも広範囲に及んで存在するが、特に保存状態良好な貝墟をえらび、指定地として保存したい。

なお、当地方には数か所の貝塚が知られているが、とくにこの 2 遺跡は、規模も大きく、学界でも著名なものである。



貝殻山貝塚（昭和 46 年撮影）

○重要文化財の指定 官報号外第 195 号

文部科学省告示第百三十一号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定する。

平成二十四年九月六日 文部科学大臣 平野 博文

（考古資料の部）

名称及び員数 愛知県朝日遺跡出土品；

一、土器・土製品	七百二十七点
一、木器・木製品	二百五十三点
一、石器・石製品	六百五十点
一、ガラス小玉	百二十一点
一、金属製品	三十七点
一、骨角牙貝製品	二百四十点

所有者； 愛知県（愛知県埋蔵文化財調査センター保管）

所有者の住所；愛知県名古屋市中区三の丸三一一二

説明

本件は、愛知県朝日遺跡から出土した弥生時代を主とする出土品の一括である。

朝日遺跡は愛知県清須市、名古屋市西区に所在する、居住域と墓域からなる大規模な環濠集落である。庄内川と五条川に挟まれた濃尾平野東部に位置し、標高三～四メートルの微高地上に立地する。

朝日遺跡は国史跡貝殻山貝塚を含む大規模な集落遺跡である。地元の研究者や、名古屋大学、愛知学芸大学（現愛知教育大学）、愛知県教育委員会によって発掘調査が行われた。その後、名古屋環状二号線建設等に伴う大規模な発掘調査が行われた。集落は谷を挟む南北の微高地上に多重の環濠を配した居住域が形成され、居住域の周囲には方形周溝墓を中心とする大規模な墓域が展開することが明らかになった。集落の最盛期である弥生時代中期には東西一・四キロメートル、南北〇・八キロメートルの規模に達するが、弥生時代終末期には環濠が埋没して衰退する。

本件は、愛知県教育委員会および愛知県埋蔵文化財センターにより実施された、昭和四十五年度から平成十九年度（一九七〇～二〇〇七年度）にかけての発掘調査で出土した主要な遺物二千二十八点から構成される。その内容は、土器・土製品七百二十七点、木器・木製品二百五十三点、石器・石製品六百五十点、ガラス小玉百二十一点、金属製品三十七点、骨角牙貝製品二百四十点である。

土器・土製品には、装飾性に富む赤彩土器や円窓付土器など東海地方に特徴的な資料が数多く含まれる。木器・木製品は鍬・鋤・斧柄など農工具のほか、容器、武器・武器、祭祀具など多彩である。石器・石製品は打製石鏃・尖頭器などの武器、磨製石斧を

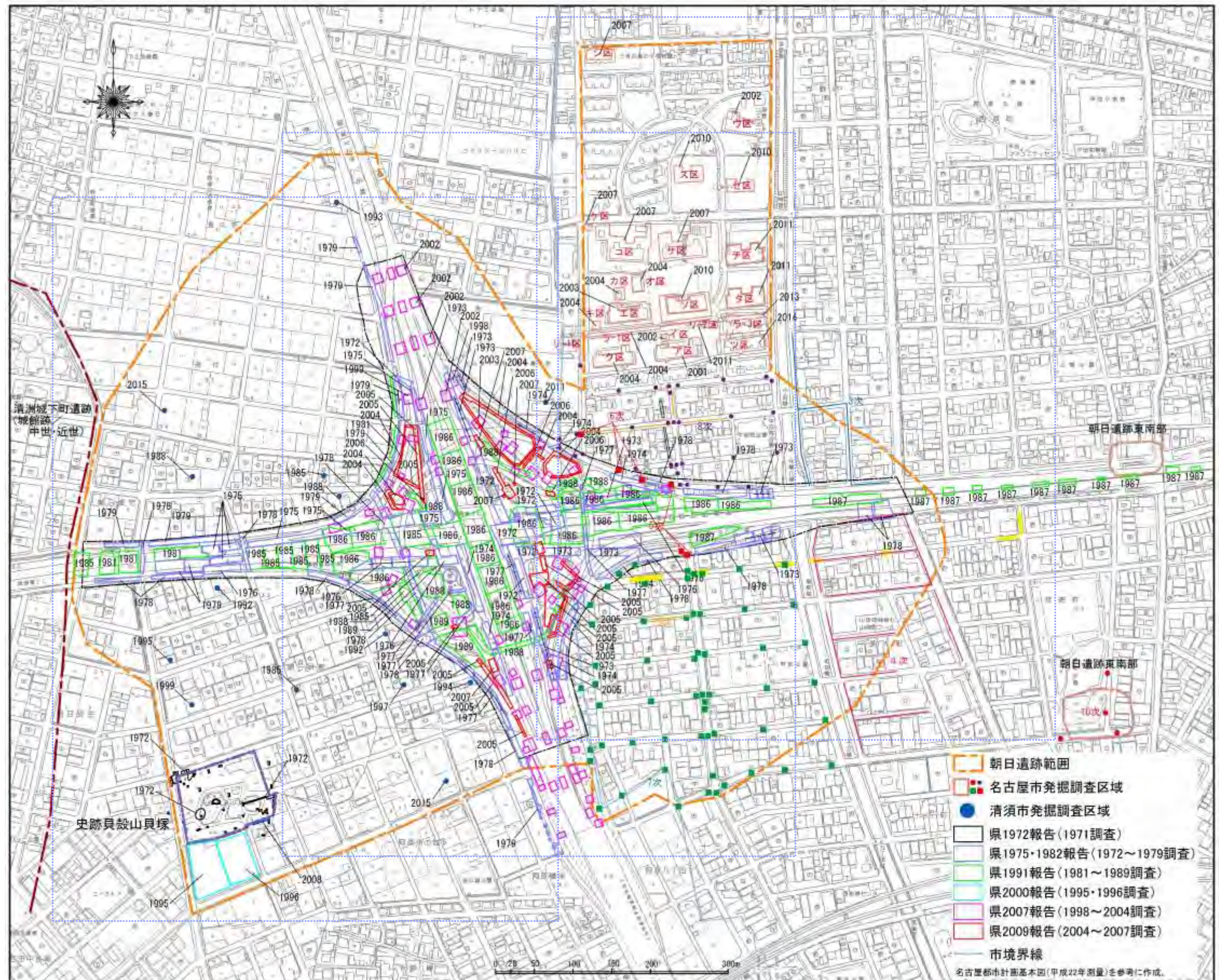
はじめとする生活用具、勾玉・管玉などの装身具があり、翡翠・緑色凝灰岩を用いた玉作り関連資料も含まれる。金属製品には銅鐸、銅鏃、巴形銅器、筒形銅製品、銅鏡、鉄斧など多彩な製品がある。銅鐸は集落南端に埋納された状態で出土し、青銅器埋納と集落との関係が把握できる重要な出土例である。骨角牙貝製品は、やす・銚・釣針などの狩猟・漁労具、簪、垂飾など精緻な加工を施した装飾品、縫針、紡錘車などの紡織具があり、未製品を含む製作関連資料も充実している。また、ト骨などの祭祀具も含まれる。

以上、本件は東海地方を代表する弥生時代の大規模集落の出土品一括として、弥生時代の多様な生業、生産・流通の様相、精神生活を復元するうえで極めて重要な資料である。

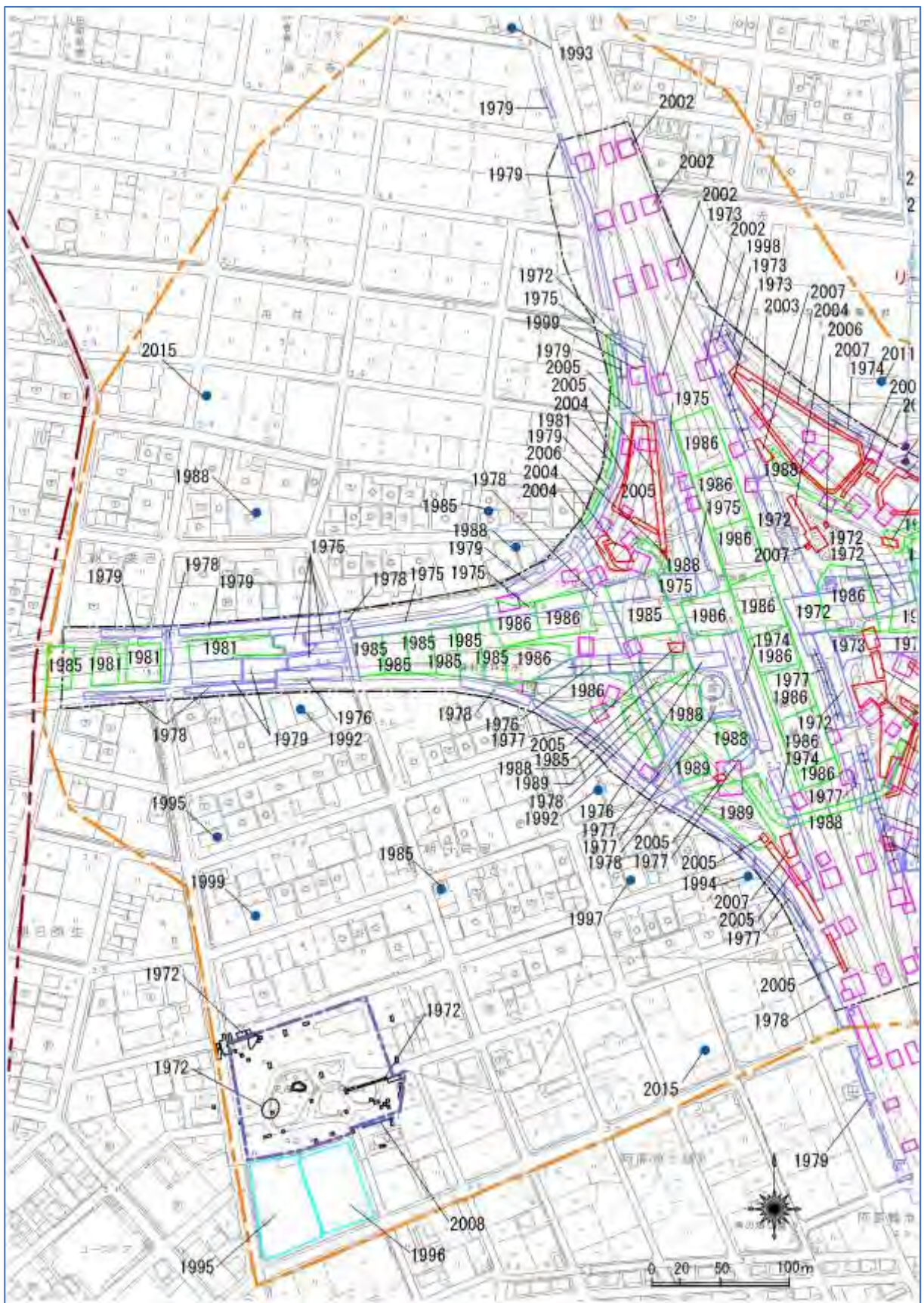
【指定基準】

二 銅鐸、銅劍、銅鉾その他弥生時代の遺物で学術的価値の特に高いもの。

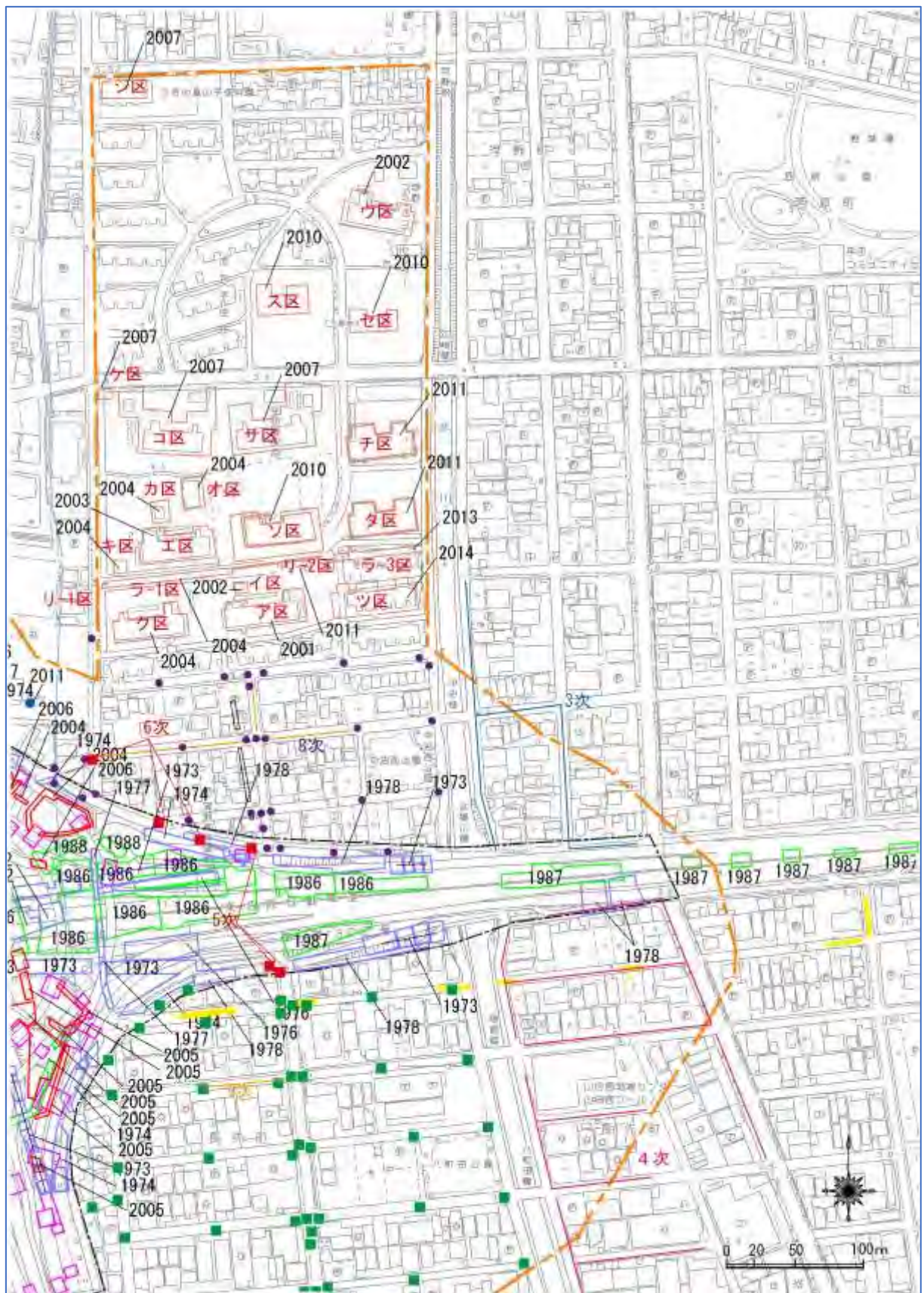
2. 朝日遺跡の発掘調査資料



資-図-1 調査範囲と調査年度



資-図-2 調査範囲と調査年度（清須市エリア）



資-図-4 調査範囲と調査年度（名古屋市市エリア）

資-表-1 調査年度と主要な内容（愛知県主体） その1

年度	調査区	主要遺構・遺物等	調査面積	報告書	調査主体	
1971		弥生時代前期・中期・後期貝層。人骨2体。	490	愛知県教育委員会 1972	愛知県教育委員会	
1972	18・19・20・21・22・23・84	方形周溝墓(東墓域)、旧河道	5,000	愛知県教育委員会 1975	愛知県教育委員会	
1973	2・4・5・7・8・11・12・16・17・18・19・20・21	方形周溝墓(東墓域)、旧河道	5,000		愛知県教育委員会	
1974	6・8・11・13・14・15・24・27・28・29・30・36・38・39・40	方形周溝墓(東墓域)、住居跡(南居住域)	4,000	愛知県教育委員会 1982	愛知県教育委員会	
1975	63・64・65・66・67・68・69・70・71・72・73・74	方形周溝墓(西墓域)、住居跡(北居住域)	6,000		愛知県教育委員会	
1976	9・10・11・12・13・21・22・23・26・27・31・32・33・35・36・37・38・39・43・44・45・46・54・55・56	方形周溝墓(東墓域・西墓域)、住居跡(南居住域)	6,000		愛知県教育委員会	
1977	9・12・13・21・22・23・26・27・31・32・33・35・36・37・43・44・45・46・54・55・56	旧河道、方形周溝墓(東墓域・西墓域)、住居跡(南居住域)	4,500		愛知県教育委員会	
1978	1・2・3・6・10・25・31・33・34・43・47・48・53・55・57・58・59・60・61・62・63・77・78	方形周溝墓(東墓域・南墓域・西墓域)、旧河道	6,000		愛知県教育委員会	
1979	59・60・61・62・63・64・67・75・76・78・79・80・81・82・83・84・85・86・87・88・89	方形周溝墓(西墓域・北墓域)、住居跡(北居住域)	6,000		愛知県教育委員会	
1981	56A・56B・56C	弥生時代前期から中期初頭の土器。中期の方形周溝墓	3,990	愛知県埋蔵文化財センター 1991・1992a・1992b・1993・1994	(財)愛知県教育サービスセンター埋蔵文化財部	
1985	60A・60B・60C・60D・60E・60F・60G・60H・60I	弥生時代中期環濠。中期玉作跡。中期貝層。後期環濠。	9,511		(財)愛知県埋蔵文化財センター	
1986	61A・61B・61C・61D・61E・61F・61G・61H・61I・61J・61K・61L・61M・61N・61O・61P・61Q・61R・61S・61T・61U・61X	北居住域で逆茂木・杭列を検出。東墓域で最大規模の方形周溝墓。南居住域で木製臼を転用した中期末の井戸枠。弥生時代後期のヤナ遺構。	22,047		(財)愛知県埋蔵文化財センター	
1987	62A・62B・62C・62D・62E・62F・62G・62H・62I・62J・62K・62L	弥生時代中期東墓域。	6,214		(財)愛知県埋蔵文化財センター	
1988	63A・63A'・63B・63DE・63G・63H・63J・63K・63L・63M・63N	縄文時代後期貯蔵穴。検見塚周溝を確認。	5,632		(財)愛知県埋蔵文化財センター	
1989	89A・89BC・89D	南居住域。後期環濠、方形周溝墓。銅鐸埋納坑。	2,000		(財)愛知県埋蔵文化財センター	
1995	95	新資料館建設。弥生時代前期～中期の溝(環濠)、貝層。中期～後期方形周溝墓。埋葬人骨。古墳。	2,774		愛知県埋蔵文化財センター 2000	(財)愛知県埋蔵文化財センター
1996	96	新資料館建設。弥生時代前期～中期の溝(環濠)、貝層。中期～後期方形周溝墓。埋葬人骨。古墳。	2,773			(財)愛知県埋蔵文化財センター
1998	98Ca～h・98Da～c	南墓域隣接部の調査。	750	愛知県埋蔵文化財センター 2007	(財)愛知県埋蔵文化財センター	
1999	99Aa～e・99Ba～b・99Ca～j・99Da～Db	弥生時代中期～古墳時代初頭の竪穴住居、溝、土坑等。破鏡出土。	2,400		愛知県埋蔵文化財センター	
2001	01Aa～f・01Ba～d・01Ca～b・01Da～i	弥生時代中～後期の環濠。竪穴住居。方形周溝墓。	2,952			
2002	02Aa～g・02Ba～j・Ca～h・Da～e	弥生時代中期～後期の環濠。水田跡。竪穴住居・方形周溝墓。	3,877			
2003	03Aa・03Ba～d・03Ca～c・03Da	弥生時代中期～古墳時代前期。環濠・区画溝、方形周溝墓、竪穴住居、土坑等。	1,169			

資-表-1 調査年度と主要な内容（愛知県主体） その2

年度	調査区	主要遺構・遺物等	調査面積	報告書	調査主体
2004	04Aa・Ab・Ac・04Ba・Bb・Bc	弥生時代中期～後期の環濠（環濠の開口部）。弥生時代中貝層。竪穴住居。方形周溝墓。中世以降の水田、土坑等。	1,497	愛知県埋蔵文化財センター2009	愛知県埋蔵文化財センター
2005	05Aa・Ab・Ac・05Ca・Cb・Cc・Cd・Ce・Cf・Cg・05Da・Db・Dc・Dd・De	弥生時代中期～後期の環濠。竪穴住居。方形周溝墓。筒形容器（シカ線刻）。	2,995		
2006	06A・06Ba・Bb・Bc・Bd・06C	弥生時代中期環濠。逆茂木の設置溝。方形周溝墓。	767		
2007	07Ba・Bb・Bc・07D	弥生時代中期方形周溝墓。竪穴住居。	348		
2009	09A	清洲ジャンクション内水路切りまわし工事。弥生時代中期環濠。	130	愛知県埋蔵文化財センター2010	愛知県埋蔵文化財センター

資-表-2 調査年度と主要な内容（清須市主体）

年度	調査区	主要遺構・遺物等	調査面積	報告書	調査主体
1985		工場建築。中期初頭～後期後半の遺物包含層。	40		清洲町教育委員会
1986		工場兼住宅。弥生時代中期溝・貝層、後期包含層。土坑墓（埋葬人骨1体）。	25		清洲町教育委員会
1988		倉庫建設。弥生時代包含層。	40		清洲町教育委員会
1988		倉庫建設。方形周溝墓溝、土坑。	40		清洲町教育委員会
1992		共同住宅建設。弥生時代後期土坑、溝、方形周溝墓	100		清洲町教育委員会
1992		その他建物。旧河道。	100		清洲町教育委員会
1993		店舗建築に伴う確認調査。	10		春日町教育委員会
1994		共同住宅建設。弥生時代中期～後期土器。	40		清洲町教育委員会
1997		事務所建設。弥生時代中期竪穴住居。	40		清洲町教育委員会
1999		工場建設。自然流路。	300		清洲町教育委員会
2008		共同住宅建設。弥生時代溝。	6		清須市教育委員会
2011		倉庫建設。弥生時代溝、中期土器。	3.6		清須市教育委員会
2015		倉庫・事務所建設。遺物・遺構なし。	10		清須市教育委員会
2015		個人住宅建設。遺物・遺構なし。	9		清須市教育委員会

資-表-3 調査年度と主要な内容（名古屋市主体）

年度	調査区	主要遺構・遺物等	調査面積	報告書	調査主体
1979		電信電話工事。旧河道、溝、方形周溝墓等。		朝日遺跡群発掘調査会1979	朝日遺跡群発掘調査会
1979	1次		150	名古屋市教育委員会1980	名古屋市教育委員会
1979	2次		330		名古屋市教育委員会
1998	3次	下水道築造。	400	名古屋市教育委員会1999	名古屋市教育委員会
1998	4次	下水道築造。	1,000		名古屋市教育委員会
1999	5次	下水道築造。弥生時代中期包含層、溝等。	180	名古屋市教育委員会2000	名古屋市教育委員会
1999	6次	下水道築造。弥生時代土坑。	45		名古屋市教育委員会
1999	7次	下水道築造。遺跡東南部、マンホール60箇所調査。	120	名古屋市教育委員会2001	名古屋市教育委員会
2000	8次	下水道築造。	130		名古屋市教育委員会
2000	9次	下水道築造。	160		名古屋市教育委員会
2000	10次	下水道築造。	11		名古屋市教育委員会
2000		下水管敷設。谷A北側の方形周溝墓群を確認。	1,800		名古屋市教育委員会・株式会社パスコ
2001	11次(ア区)	市営住宅建設。弥生時代中期方形周溝墓。	890	名古屋市教育委員会2002	名古屋市教育委員会
2002	12次(イ・ウ区)	市営住宅建設。方形周溝墓。木製農具。	1,200	名古屋市教育委員会2002	名古屋市教育委員会
2002		下水管敷設。	105		株式会社パスコ
2003		下水道築造。	340	名古屋市上下水道局下水道本部2003	株式会社パスコ
2003	13次(エ区)	市営住宅建設。方形周溝墓等。	850	名古屋市教育委員会2006	名古屋市教育委員会
2004	14次(オ・カ・キ・ク)	市営住宅建設。弥生時代中期方形周溝墓、竪穴住居。銅鐸石製鋳型、玉作関連資料。	2,038		名古屋市教育委員会
2004	15次(ラ-1区)	市営住宅建設。弥生時代中期方形周溝墓等。	200		名古屋市教育委員会
2005		市営住宅建築関係下水道事業。方形周溝墓。	200	愛知産業株式会社2005	株式会社二友組
2007	16次(ケ・コ・サ区)	市営住宅建設。方形周溝墓。	3,623	名古屋市教育委員会2009	名古屋市教育委員会
2007	17次(シ区)	市営住宅建設。	480		名古屋市教育委員会
2010	18次(ス・セ・ラ-2区)	市営住宅建設。雨水管築造工事。溝・土坑。	1,955	2012	株式会社島田組
2010	19次(ソ区)	市営住宅建設。弥生時代中期方形周溝墓、縄文時代後期貯蔵穴。	1,044	2012	名古屋市教育委員会
2011	リ-2区	下水管築造工事。方形周溝墓。	80	2011	株式会社イビソク
2011	タ区・チ区	市営住宅建設。方形周溝墓。	1,935	2012	株式会社二友組
2013	21次(ラ-3区)	雨水・下水管築造工事。方形周溝墓。	232	2014	ナカジャクリエイテブ株式会社
2014	22次(ツ区)	市営住宅建設。方形周溝墓。	1,079	2015予定	名古屋市教育委員会

資-表-4 調査に係る報告書等

発行機関等	刊行年	書名	シリーズ名	編著者名
愛知県教育委員会	1970	朝日貝塚予備調査報告		吉田富夫他
愛知県教育委員会	1972	環状2号線関係朝日遺跡群予備調査報告		紅村弘他
愛知県教育委員会	1972	貝殻山貝塚調査報告		柴垣勇夫他
愛知県教育委員会	1975	環状2号線関係朝日遺跡群第一次調査報告		柴垣勇夫編
朝日遺跡群発掘調査会	1979	朝日遺跡群 中沼町地区発掘調査概要報告書		
名古屋市教育委員会	1980	朝日遺跡群 長先、見寄町地区発掘調査概要報告書		
愛知県教育委員会	1982	朝日遺跡Ⅰ～Ⅳ		加藤安信編
愛知県埋蔵文化財センター	1991	朝日遺跡Ⅰ	愛知県埋蔵文化財センター調査報告書第30集	石黒立人編
愛知県埋蔵文化財センター	1992a	朝日遺跡Ⅱ	愛知県埋蔵文化財センター調査報告書第31集	森勇一編
愛知県埋蔵文化財センター	1992b	朝日遺跡Ⅲ	愛知県埋蔵文化財センター調査報告書第32集	宮腰健司編
愛知県埋蔵文化財センター	1993	朝日遺跡Ⅳ	愛知県埋蔵文化財センター調査報告書第33集	石黒立人編
愛知県埋蔵文化財センター	1994	朝日遺跡Ⅴ	愛知県埋蔵文化財センター調査報告書第34集	宮腰健司編
名古屋市教育委員会	1999	朝日遺跡第3・4次発掘調査報告書		木村光一・田原和美
愛知県埋蔵文化財センター	2000	朝日遺跡Ⅵ	愛知県埋蔵文化財センター調査報告書第83集	宮腰健司編
名古屋市教育委員会	2000	下水道工事に伴う埋蔵文化財発掘調査 報告書(朝日遺跡遺跡5・6次、 名古屋城三の丸遺跡11次)		伊藤正人・水野裕之
名古屋市教育委員会	2001	埋蔵文化財調査報告書36 (朝日遺跡(第7～10次) 茶臼山古墳(第3次・H-113号窯))	名古屋市文化財調査報告49	伊藤厚史ほか
名古屋市教育委員会	2002	朝日遺跡第11次発掘調査報告書		佐藤好司編
名古屋市教育委員会	2002	朝日遺跡第12次発掘調査報告書		佐藤好司・大杉規之編
名古屋市上下水道局 下水道本部	2003	朝日遺跡発掘調査報告書 第3次平田西部雨水幹線築造工事 にかかる埋蔵文化財発掘調査報告書		佐藤好司編
愛知産業株式会社	2005	朝日遺跡発掘調査報告書 平成16年度下水道新設工事 に伴う発掘調査		作田一耕・下島健弘
名古屋市教育委員会	2006	埋蔵文化財発掘調査報告書54 朝日遺跡(13・14・15次)	名古屋市文化財調査報告69	野澤則幸・伊藤正人編
愛知県埋蔵文化財センター	2007	朝日遺跡Ⅶ	愛知県埋蔵文化財センター調査報告書第137集	薩山誠一編
愛知県埋蔵文化財センター	2009	朝日遺跡Ⅷ	愛知県埋蔵文化財センター調査報告書第154集	赤塚次郎編
名古屋市教育委員会	2009	埋蔵文化財発掘調査報告書59 朝日遺跡(第16・17次)	名古屋市文化財調査報告書75	市澤泰峰・伊藤厚史編
愛知県埋蔵文化財センター	2010	愛知県埋蔵文化財センター調査報告書 朝日遺跡(平成21年度愛知県埋蔵文化財 センター年報所収)		永井宏幸
名古屋市上下水道局	2011	朝日遺跡発掘調査報告書 —西区中沼町付近下水道 築造工事及び取付管工事に伴う調査—		星野綾大
名古屋市教育委員会	2012	朝日遺跡(第19次)	埋蔵文化財発掘調査報告書64	長崎千明・酒井将史編
名古屋市住宅都市局	2012	朝日遺跡第20次発掘調査報告書 —平田団地第10・11次棟建設に伴う発掘調査—		作田一耕編
名古屋市住宅都市局	2012	朝日遺跡—平田住宅建設に伴う 第18次発掘調査報告書—		村尾政人ほか
名古屋市住宅都市局	2014	名古屋市西区 朝日遺跡第21次 発掘調査報告書 平田団地第6次 道路整備工事に伴う発掘調査		後藤太一・廣瀬正嗣編

史跡貝殻山貝塚保存管理計画

平成 28 年 3 月

愛知県教育委員会生涯学習課文化財保護室

〒460-8534

愛知県名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号

電話 052-954-6782

FAX 052-954-6962

